

参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和三十一年二月二十七日 (木曜日)  
午前十時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君  
理事 柴田 榮君  
西川甚五郎君  
成瀬 幡治君  
渋谷 邦彦君  
天田 勝正君

委員

岡崎 真一君  
川野 三曉君  
栗原 祐幸君  
佐野 廣君  
島島徳次郎君  
日高 広為君  
堀 末治君  
木村福八郎君  
野々山一三君  
野澤 勝君  
原島 宏治君  
大竹平八郎君  
鈴木 市藏君

国務大臣

宮澤 喜一君  
政府委員 大蔵政務次官 齋藤 邦吉君  
大蔵省為替局長 鈴木 秀雄君  
長事務代理 高橋 俊英君  
大蔵省銀行局長 相澤 英之君  
大蔵省主計局法規課長

事務局側

第五部 大蔵委員会會議録第九号

常任委員 坂入長太郎君  
会専門員

説明員

通商産業省 大慈弥嘉久君  
通商局次長

参考人

日本輸出 森永貞一郎君  
銀行総裁  
日本輸出 齋藤 正年君  
銀行理事

本日の會議に付した案件

○保險業法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めの件(内閣送付、予備審査)

○国立学校特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○外國為替及び外國貿易管理法及び外資に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に關する件

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまから大蔵委員会を閉会いたします。

去る二十五日本院先議として提出せられ本委員会に付託された保險業法の一部を改正する法律案、また、同日予備審査のため付託せられました「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設

置に關し承認を求めの件」昨二十六日予備審査のため付託せられました国立学校特別会計法案及び関稅定率法等の一部を改正する法律案、以上四件を一括議題といたします。

四件につきまして順次提案理由の説明を聴取いたします。齋藤大蔵政務次官。

○政府委員(齋藤邦吉君) たいだいま議題となりました保險業法の一部を改正する法律案外三件につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最初に、保險業法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。昭和三十一年四月二十日公布の商法の一部改正は、主として株式会社の計算規定の整備、合理化を目的としたものでありまして、それにより、資産の評価につきましては、従来の時価以下主義が原則として原価主義に改められたのであります。その結果、株式会社たる保險会社につきましては、改正商法の規定が全面的に適用されることとなったのであります。その計算規定が適用になる時期までに、相互会社たる保險会社につきましては、改正商法の計算規定を準用して、その規定の調整をはかることが適當であると考えられるのであります。また、保險事業の相互扶助的特質に照らし、契約者利益の確保並びに増進をはかる見地から、取引所の相場のある株式の評価に關し商法の特則を設ける必要があると考えられますので、これらの点に關し保險業

法に所要の改正を加えようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、相互会社たる保險会社についても、商法改正の趣旨に従ひまして、株式会社の資産の評価等に関する改正商法の規定を準用することとし、株式会社と相互会社との計算規定の統一をはかることとしております。しかしながら、保險事業の特質にかんがみ、保險会社の資産のうち取引所の相場のある株式の評価につきましては、株式会社、相互会社ともに、主務大臣の認可を受け、かつ、評価がえにより計上する利益を契約者のための準備金に積み立てる場合に限り、時価までの評価益を計上することができると道を開いております。

次に、「地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めの件」について御説明申し上げます。

まず、横浜税関に小名浜税関支署を設置することでありまして、これは、現在の同税関小名浜出張所を税関支署とすることでありまして、同出張所は、横浜税関から距離的に遠隔の地にあるため、税関業務の処理上不便な点が多いため、及び近年港湾造成計画の進捗に伴い小名浜港等が整備され、今後相

当の貿易の伸長が期待されているところでありまして、同出張所を税関支署として独立性を賦与し、現地に於ける税関業務をさらに迅速かつ円滑に処理しようとするものであります。

次に、東京国税局に向島税務署は二税務署を、名古屋国税局に名古屋中村税務署は一税務署を設置することでありまして、

最近における経済の発展は大都市において特に著しく、この間の事情を反映して、都会地税務署の管内の納税者及び課税物件等は年々増加してまいりまして、人員とも過大となり、事務管理の面及び税務指導等納税者に対するサービスの面で支障を生じようとしております。

このような事情に対処して、墨田税務署の管轄区域のうち、旧向島区地域を分離して向島税務署を、江東税務署の管轄区域のうち、旧城東区地域を分離して江東東税務署を、川崎税務署の管轄区域のうち、川崎市の中原地区、高津地区及び稲田地区を分離して川崎北税務署を、名古屋西税務署の管轄区域のうち、中村区を分離して名古屋中村税務署を、それぞれ設置するとともに、昭和税務署の管轄区域のうち、千種区を名古屋東税務署に移管し、名古屋東税務署の管轄区域のうち、北區と尾張瀬戸税務署の管轄区域のうち守山区とをそれぞれ分離して、新たに、北區及び守山区を管轄する名古屋北税務署を設置し、納税者の利便と

税務行政の円滑な運営をはからうとするものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づいて、国会の御承認を求めらる次第であります。

次に、国立学校特別会計法案につきまして御説明申し上げます。

政府におきましては、教育の重要性に顧み、従来国立学校の施設の整備及び内容の充実について特段の配慮をしまいたのであります。昭和三十一年度におきましても、同様の方針のもとに所要の予算を計上して別途御審議をお願いしているところであります。さらに、国立学校の充実に資する上から、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することが時宜に適するものと認め、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、国立学校にかかわる経理を行なうことを目的とするもので、文部大臣が管理することとしております。

第二に、この会計は、一般会計からの繰り入れ金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積み立て金からの受け入れ金、借り入れ金、財産処分収入、寄付金及び付属雑収入をその歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借り入れ金の償還金及び利子、一時借り入れ金の利子その他の諸費をその歳出としております。

第三に、国立学校の付属病院の施設を整備するため必要があるときは、こ

の会計の負担において借り入れ金をすることができるとしてあります。

第四に、この会計の毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合においては、将来の施設整備費の確保をはかるため一定の計算のもとに積み立て金として積み立てることとし、なお、剰余があるときは翌年度の歳入に繰り入れることとしてあります。

その他この会計の予算及び決算の作成及び提出に必要事項をばじめとし、一時借り入れ金の借り入れ、国庫余剰金の繰りかえ使用、余剰金及び積み立て金の資金運用部への預託、奨学交付金の委任経理等について必要な事項を定めるとともに、一般会計所属の財産を国立学校の用に供するため、この会計に所管がえ等をし、または使用させる場合は、当分の間無償として整理することとして、この会計の財政の安定に資することとするほか、この特別会計の設置に伴い必要な経過規定及び関係法の諸規定の整備を行なうこととしてあります。

最後に、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近の経済情勢の変化に対応する等のため、関税定率法及び関税暫定措置法に規定されている税率について所要の調整を行なうほか、国産原油の購入にかかわる関税の特別還付制度を新たに設ける等、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法の一部について所要の改正を行なう必要があるため、この法律案を提出した次第であります。

て、その大要を御説明申し上げます。

現行関税率は、昭和三十六年に全面改正が行なわれ、次いで二回にわたる部分改正を経て今日に至っているものであります。最近の経済情勢の変化に対応する等のため、一部品目につき関税率を調整する必要があると認められるのであります。関税率の調整につきましては、昨年十一月以来、関税率審議会は、現行関税率をいかに改めるべきかとの諮問に對し、慎重審議の結果、昨年十二月及び本年一月の二回にわたって答申を行なったのであります。この法律案により関税率が改正されることとなつておりますものは、これらの答申等に基づくものであります。

関税定率法及び関税暫定措置法を通じ、実行税率が変更されることとなるものは八十二品目となつており、その内訳は、税率を引き上げるもの二十品目、税率を引き下げるもの四十四品目、従価税率から従量税率に切りかえるもの二品目、従価税率に切りかえるもの二品目、従量税率に切りかえるもの二品目、関税割当制度を採用するもの二品目、関税割当制度を廃止するもの八品目、その他四品目となっております。

なお、関税暫定措置法では、関税率の調整に關し期限を付して暫定的特例を定めることとされているのであります。重要機械類の免税制度等十二の暫定免税等の制度の期限が本年三月三十一日となつておりますので、それらの期限をさらに一年延長いたしますとともに、関税暫定措置法に規定されている税率で本年三月三十一日に適用期限の到来する八十四品目のうち、四十

五品目について、その適用期限を延長することとしたしております。

また、この法律案では、国産原油の購入に關し、関税の特別還付制度を新設することとしたしております。すなわち、国産原油の引き取りの円滑化をはかるため、国産原油を購入する石油精製業者がこうむる負担増加の補てん措置として、その者が納付した原油関税のうち自動車用等ガソリンにかかわるものを還付する制度を新設することとしております。

また、豚肉につきましては、豚肉の国内卸売り価格が畜産物の価格安定等に関する法律による安定上位価格をこえて騰貴している場合には、関税定率法第十二条を準用することとして、輸入豚肉の価格が国内卸売り価格をこえて上昇しているときに、関税を減免することができるとしてあります。

このほか、減免税制度に關し、低関税貿易を拡大するため、デーンシロップ製造用ナツメヤシの実及び落花生油製造用落花生を製造用原料品の減免税の対象に加え、輸出入取引の円滑化に資するため、輸出入貨物を試験または検査する機器に再輸出免税を適用することができるとし、新規産業を育成するため、プラスチック・エスマまたは蔗糖脂肪酸エステル用砂糖を新たに減税するとともに、現在免税されている給食用脱脂粉乳が変質した場合等に配合飼料製造のために転用されるときの規定を整備することとしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(新谷眞三郎君) 以上をもちまして四件の提案理由の説明は終わりました。これらの案件についての審議は後日に譲ることいたします。

○委員長(新谷眞三郎君) 次に、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、提案理由の説明及び補足説明はすでに聴取いたしておりますので、これから本案の質疑に入ります。

質疑に入る前に、ちよと委員各位にお断わりしておきますが、きょうは宮澤長官に出席を求めたのであります。が、同長官は十二時からやむを得ない公務のために退席をさせてもらいたいというお話でございます。同長官に対する質疑が残りました場合には、もう一度宮澤長官に出席を求めて質疑をいたしたいと思っておりますので、この点御了承願いたいと思ひます。

それでは、質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願ひます。○木村福八郎君 まず、国際収支を中心とする経済の見通しについて質問いたしたいと思ひます。政府は、三十九年度の子算編成の前提として、三十八年度あるいは三十九年度の経済見通しを発表しておりますが、いままで発表しました、また三十八年度の国際収支の見通しにつきましては、大体このとおりに移すものと

お考えですか。最近、三十八年度につきましては、年度末も近くなつて、大體三十八年度の國際収支の見通しもややついてきたと思うのです。最近非常に見通しと実績が違つてきておると思ふのです。そこで、この見通しを修正しなければならぬ時期に来ておると思ふのですが、それは率直に、言ひのがれではなく、これは今後の日本の經濟の見通しと関連して重要な問題ですから、率直に宮澤長官の御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 三十八年度の國際収支の見通しの中で、輸入を五十七億五千万ドルと見込んでおりました。ただいままでの趨勢から考えますと、輸入をこの水準で押さえるのはかなりの努力を必要とする。どちらかといへば、多少これを上回りぎみの趨勢が見えておると、こういう感じがいたしております。

○木村禮八郎君 それだけでいいのですか。そんな簡単な御答弁でいいのですか。國際収支全体について、三十八年度の國際収支の見通しについて伺つておるのです。

○國務大臣(宮澤喜一君) それ以外には大きくこの際考えなければならぬ、またここで申し上げなければならぬ点はないと思ひます。こまかい点はいろいろございますけれども、

○木村禮八郎君 それでは、輸入はどのくらいの見通しですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申し上げましたとおり、五十七億五千万ドルで押さえるという事は、ただいまの趨勢からいいますと、なかなか容易なことではないという感じはいたしてお

ますが、それならばどのくらいになるであろうかという事を、計数をもつて申し上げるほど、確たるまだ見当をつけておりません。

○木村禮八郎君 確たる見当をつけなくても、大體もう年度末でわかつておるはずなんです、大體の見通しは、それは確定数字はわからぬでしょうが、日銀あたりでは、大體政府の見通し、五十七億五千万ドルを一億五千万ドルないし二億ドルくらい上回るのではない、大體五十九億ドルくらいになるのではない、こういう見通しでございしますが、大體そんな見当でお考えですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) そういう説がございしますことは承知をいたしております。

○木村禮八郎君 それで、企画庁としてはどの辺に……一億五千万ドルくらい、あるいは二億ドル、その間くらいお考えですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私は從來から、これが五十七億五千万ドルという事を一応見通しに立てましたのは、一応の見通しでございしますから、この数字に變動があつても、別にそれ自身でどうという問題はないという事を申し上げておるわけでありまして、ただいまのところ、關係各省が寄りました、どのくらいのことか最もあり得る姿であろうかという事をいろいろ検討いたしておりますけれども、まだ政府としてまとめた、このくらいの見通しであらうという事を申し上げるほどの統一した意見を持っておりません。木村委員が仰せられましたような説が一部にありますが、政府として正式に申

上げの段階に立ち至つておりません。○木村禮八郎君 あまり、一応政府が発表してから、その責任があるのじゃないかと、それにとらわれないで、あまり官儀的みたいに責任責任といつて、発表した数字が狂つたからといつて、それを私は責めておるのじゃないのですよ。日本の經濟、あるいは日本の國民の生活ということが主で、これは数字が少しくらい狂つたりなんかない、あなた、そんなことは何でもないので、もっと率直に、真剣に、大體この見当ではないかというふうに、これは方々で試算をしていられるんですから、もうすぐわかるわけですか。もう三月すぐ来るんですから。そう、ただ言ひのがれではなく、率直に、ここでひとつお互いに検討するといふような意味で御答弁願ひたいんですよ。

○國務大臣(宮澤喜一君) たいしたことでないといふことは私もそう思ひますし、またおつしやることもよくわかりますけれども、やはりこのくらいであらうといふことを申し上げるためには、政府關係各省で一応一致した意見を持たねばなりません。まだそれができておりませんので、申し上げておりませんわけでございます。

○木村禮八郎君 それじゃ、經常収支は大體どのくらいになります。經常収支の赤字ですね、政府のほうは大體六億二千万ドルの赤字と、三十八年度はね、これで進むとお考えですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 經常収支は六億六千万ドルと申し上げておるわけでございます。したがって、貿易外について特に予想以上にプラスのフ

クターがあるということでもございせんので、五十七億五千万ドルを何が出しに上回るといたしまして、輸出のほうの五十五億ドルという数字は、これはおそろくかたいであらう。多少プラスが出るかもしれないが、それともどのくらいかといふことを、これも同じように申し上げるまでに至らないわけでございます。したがって、かりに輸入が五十七億五千万ドルを何がいかに、輸出が五十五億ドルを何がいかにこえたといひましたとしても、傾向としてはおそろく輸入のほうの増が多いと考えられますから、したがって、貿易外収支について特段の變化がない限り、六億六千万ドルというものは若干、それだけふえる、こういうのが趨勢であらうと思ひます。

○木村禮八郎君 これはまあ、三月になれば大體わかるわけですが、私は大體八億ドルくらいの赤字になるのではないかと。大體まあ輸入は五十九億ドルになるとして、いま具体的に計数を、数字をなかなか発表されませんが、それはまあ大體の見当はつくと思ふんですが、発表できないといふんならば、それで一応次に進みますが、とにかくいまの御答弁では、輸入が五十七億五千万ドルよりも上回る、したがって經常収支の赤字も六億六千万ドルを上回るであらうといふことだけは、はっきり御答弁になつておるわけですか。これは三月になればすぐわかる。私は八億ドルくらいの赤字になるであらうと思ふ。そうなりますと、大體今度は三十九年度の國際収支の見通しはどういふふうになりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまの傾向から、三十九年度の國際収支が終

局的にはどうなるかといふことを申し上げることは、実は非常に困難でございます。三月末の輸入がどのくらいに上回るかといふことすら、実は数字をもつてお答えできないと申し上げておるのでありますから、それが三十九年度にどういふ姿になるかといふことは、さらにいろいろ要素がございまして、はっきり明確には申し上げられない。ただ、私も輸入を六十二億ドル、輸出を六十二億ドル、こういうふうにお考えしておるわけでございます。これからの政府の施策及びそれに対応する民間——民間といふことはあまりいいことは言ひたいと思ひますが、經濟活動、消費生活等々いろいろな變化をいたしてまいると考えますので、六十二億ドル、六十二億といふ目標をたたいまのところ変える必要はないと思つております。

○木村禮八郎君 それは矛盾しているじゃありませんか。これは三十八年度の國際収支を前提にして、それを基礎にして三十九年度、これを算定しているわけでしょう。ところが、いまの御答弁では、三十八年度の輸入は五十七億五千万ドルを上回るであらう。そうすると、三十九年度の輸入を算定する基礎となつた、そのベースの三十八年度輸入は見通しよりも上回るのですから、したがって、それを基礎にして、それに三十九年度の輸入の増加率七・八%を掛ければ、六十二億ドル以上になるといふことは、理論上当然じゃありませんか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私はそういうふうには必ずしも考えないわけでございます。つまり、輸入がふえるという

ことは、それだけ原材料の手当が行なわれるということになるはずでございますから、したがって、原材料というものはふえ出せば幾らでもふえるという筋合いのものではないと、今度、一定のところまで達すれば、今度はふえ方が減るといふのが、自由経済——ことに自由化されておりますから、本来の姿であります。したがって、この際そういうトレンドが見えたからといって、そのトレンドそのものが今後十何カ月続くと考える理由はありませんで、そういう場合もあり得るでありまして、あるいはむしろそのトレンドが今度は逆に転ずるといふことも、経済のサイクルからいえば十分考えられることでありますから、必ずしも木村委員の仰せられましたようには考えないわけであります。

○木村義八郎君 それは言ひのがれです。一応これから金融をもっと引き締める、そうすれば輸入がさらに落ちるかもしれません。それはまああとで……。政策は一応抜きにして、三十八年度の輸入は予想より、見通しより上回ったということになれば、その後としては当然、ベースが上同るのですから、それに対して三十九年度は三十八年度の輸入の七・八%増というように計算しておるのです。だから、当然六十二億ドル以上になる。ただ、そこをもっと率直に答えるべきだと思ふ。もっと金融を引き締める必要がある、あるいは国民消費についていろいろな国産で間に合うものをむやみに輸入されるから、それを何か押さえる必要があるとか、そういう規制についてはまたあとで質問します。けれども、一応六十二億ドル——そういうこともや

らなければ、いまの金融の政策の状況、引き締めを強化しない、この程度、それから別途この個人消費に対するいろいろな雑品輸入についてもいろいろ措置を講じないのあれば、当然六十二億ドルを上回るのはあたりまえじゃありませんか。常識からいって、ベースが上がるでしょう。それに七・八%掛けてごらん下さい、当然上がるじゃありませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのお尋ねには、二つの面からお答えいたさなければならぬかと思ひます。

第一の面は、私どもの申し上げておりますことは、三十九年度の見通しと経済運営の基本的な態度というところに、申し上げておるわけであります。したがって、そこに示した指標には当然に政策努力というものが加味されたその結果というものが織り込まれておるわけでございます。普通の意味でただウェルデンということではなくて、こうあるべきだというゾレンに類したものが幾らかこの中に入っておる。それは各指標についてさようでございます。ただ野放しにするというふうに考えておるわけではございません。

それから次に、七・八%云々ということをおっしゃるわけでありますが、これはそういう伸び率が前提になって数字をはじいておるものではございません。数字を、むしろ傾向値として生産その他の関係からそういういわゆる投射といひますか、プロジェクトを無視しておることではございませんけれども、先にそういう率が出て、したがって六十二億ドルという数字に達したわけではございませんので、そこはむしろ逆でありますから、先ほど申し上げたようなこともございまして、ただいま三十八年度のベースが高いから、したがって三十九年度はその高いベースの上で考えるべきではないかというところは、経済におけるいろいろな意味での循環と申しますか、サイクルというように簡単に申せぬ問題ではないかというふうに思ひます。

○木村義八郎君 それはあくまでも官僚的な言ひのがれです。それは六十二億ドルには政策的意図が入つておるといふことは認めます。しかし、それは認めて、それで六十二億ドルというのが出てきておるのです。三十八年度の輸入が予想より上回れば、その政策的意図を、六十二億ドルについて、いろいろ政策をやつて六十二億ドルにすることになっているのです。けれども、そうしたら、政策が今度はいまままでの引き締め政策をもっと強くなければならぬ。そういうことにしなれば、六十二億ドルとならぬです。いままでの考えておる政策意図がもっと強化されて……。

それから、もう一つは、いまの在庫です。在庫はかなり食いつぶされていると見なければなりません。したがって、輸入はそう減るとは考えられませんが、それから自由化になりましたら、食料品とか、あるいは消費関連の雑品の輸入もふえると思はなければなりません。そうなれば、どうしたって六十二億ドルを上回ること、これは常識からいって当然じゃありませんか。

それだから、六十二億ドルを上回らう、だから、もっと締めなければならぬとか、あるいは自由化に伴う消費関連の雑品輸入をもっと押さなければならぬとか、そういう説明ならいいんです。それじゃなければ、前後矛盾しております。そうでなければ、むしろ輸入の増加率を七・八%じゃなく五%ぐらゐに落とさなければ、六十二億ドルにはなりませんよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのところは、私は、木村委員の仰せられておりますことは全面的に誤つておるというには、もちろん申し上げておけません。しかし、他方で、全面的にそのとおりでございすとも申し上げておらないわけでございす。いまの原材料在庫の水準が非常に高くてこれ以上需要がないであらう、というふうには考えません。その点は、仰せられますように、原材料在庫の水準は決して高くはない、そこまでは私はそのとおりだとも思ひます。したがって、何というとも、多少輸入がふえ続けるといふことはあり得ることだと思ひます。けれども、在庫補てんでございすから、これがふえ続けましたら、その趨勢をどこまでもたどると考えることは、私は合理的でないと思ひます。どこかで在庫補てんがあるレベルに達しましたときに終わるといふことは、これは過去でも、しばしばと申すより、むしろルールとしてそういうことがあるわけでございますから、したがって、この輸入がどれだけふえ続けるかということ、たとえば経済をここで非常にいわば成長的に引き締めるのでなく、たゞり運営するということになれば、おそろくはそういうふうな考えられるわけでございす。前から申しますように、経済の基調は引き締めの基

調で運営するというのが、政府の考へ方でございす。したがって、ある点に達すれば、鉱工業活動なり、あるいは経済全体が締まってくる、こう考えましても、別に無理なそれは期待ではないというふうに思ひます。

○木村義八郎君 それは、長官もよく知つてくせにそういう答弁をされるんですけれども、御承知のように、非常に設備が過剰状態になってきておる。したがって、御承知のように、収益分岐点が非常に高くなつてきておる。したがって、フル操業をしなればならぬ。この状態は、私はかなり続くと思ふんです。借金して設備を拡張して、生産制限をするとか操短をするとかいうことは、相当困難でしょう。それは一つの事実として、非常に矛盾ですけれども、事実としてあるわけですよ。それは、私は押さえておるわけでも押さえておるわけでもないかと思ふんです。非常に困難で、どうしても輸入があまり減らない。そうすると、在庫をどんどん食うわけでしょう、売りますから。そうすると、どうしても私は、輸入を一応六十二億ドル、あなたはあまり変えないでいいだろうとおつしやいますけれども、それを變えないためには、成長率のほうを九・七%よりも押さえていかないとそうならないと思ふんです。その点、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 基本的なものの見方では、私は木村委員とそんなに違つていないと思ひます。第一に、相当大きな設備をかかえておりますから、収益分岐点が高い。したがって、企業はある程度かたい採算でなく、ともかく生産をしなければならぬと

調で運営するというのが、政府の考へ方でございす。したがって、ある点に達すれば、鉱工業活動なり、あるいは経済全体が締まってくる、こう考えましても、別に無理なそれは期待ではないというふうに思ひます。

○木村義八郎君 それは、長官もよく知つてくせにそういう答弁をされるんですけれども、御承知のように、非常に設備が過剰状態になってきておる。したがって、御承知のように、収益分岐点が非常に高くなつてきておる。したがって、フル操業をしなればならぬ。この状態は、私はかなり続くと思ふんです。借金して設備を拡張して、生産制限をするとか操短をするとかいうことは、相当困難でしょう。それは一つの事実として、非常に矛盾ですけれども、事実としてあるわけですよ。それは、私は押さえておるわけでも押さえておるわけでもないかと思ふんです。非常に困難で、どうしても輸入があまり減らない。そうすると、在庫をどんどん食うわけでしょう、売りますから。そうすると、どうしても私は、輸入を一応六十二億ドル、あなたはあまり変えないでいいだろうとおつしやいますけれども、それを變えないためには、成長率のほうを九・七%よりも押さえていかないとそうならないと思ふんです。その点、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 基本的なものの見方では、私は木村委員とそんなに違つていないと思ひます。第一に、相当大きな設備をかかえておりますから、収益分岐点が高い。したがって、企業はある程度かたい採算でなく、ともかく生産をしなければならぬと

いったような動機にかられやすいといふことは、第一にそのとおりでございます。第二に、現在の原材料在庫の水準が決して不当に高くない、この点も私はそのとおりだと思います。したがって、そういう自然な圧力があるのではないかとおっしゃれば、私はあると思います。あると思えますから、そこで、経済の運営を引き締め基調に持っていくならば、そういう趨勢は、本来不合理な経済活動だと思われませんか、野方図に続くわけはありませんで、どこかでそれがより合理的なものに変わっていくであろう、むしろ最後の結論のところをそういうふうに考えるわけでございます。

○木村義八郎君 どうかで合理的ということとは、そうすると、かなり操短とか、そういうものがやはり起こり得るということになると考えるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま企業の操業度がどのくらいであるかという点にはいろいろ議論がございまして、平均して八割ぐらいであろうかと考えられます。それは生産者の製品在庫がふえ、流通在庫がふえ続けるならば、生産を続けるのにも限度がございまして、したがって、生産はその段階からやや落ちてこなければならぬ、そういう理屈だと思えます。

○木村義八郎君 私の見通しは、日銀の見通しを参考にして質問しているんですが、日銀あたりでは、輸入を政府が見積もっている三十九年度七・八%の増でいくと、六十二億ドルをはるかに上回る。だから、六十二億ドルに押えようとするれば、輸入増加率を五%ぐらいに押えなければならぬ。輸入増加率を五%ぐらいに押えるということに

なると、GNPの成長率が六・七%ぐらいでなければならぬ。政府の成長率は九・七%でしよう。成長率を六・七%ぐらいに押えなければならぬということになる、そうすると、全体の見通しが非常に変わってくるわけですね。もし六・七%に押えられなければ、さっきお話しになったように、収益分岐点が非常に高いから、そんなに生産も縮小できないということになれば、どうしたって輸入は六十二億ドル以上にふえざるを得ない。そうすると、国際収支の見通しが、政府は総合で一億五千万ドルの三十九年度の赤字を見ておりますけれども、これよりさらに赤字はふえざるを得ない、こういうことになると思うんです。そこで、一億五千万ドルよりも総合収支の赤字はどうしたってふえざるを得ないと思うんですが、その点はどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) なお、当然お気づきのことであると思いましたが、先ほど申し上げませんでした、五十七億五千万ドル、これが上回る公算が多いわけでございますけれども、その中には、昭和三十八年度に、ことにわが国にございました異常気象による農産物の減産を中心として、もう一度は繰り返さないであろうと思われるような輸入分がかなりございまして、それから、砂糖の値上がりというものは、これは値が下がるとは思いません、急速に下がるとは思いませんけれども、これは実は五十七億五千万ドルと六十二億ドルと、両方からその分を引きましたところで比較をいたさなければ、ほんとうに来年度の輸入が今年度の正常な輸入と比べて何%高いかと

いうことは、ほんとうは、つまりわかり得ないわけでありまして。それを引いて計算いたしますと、七・八%よりは多少高い一割近い輸入の伸びになるという計算になるわけでございます。それから、一億五千万ドルと言われ

○木村義八郎君 三十九年度の総合収支の赤字ですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) 総合収支の赤字、三十九年度一億五千万ドル見込んでおることがどうかということでございますが、これは先刻申し上げましたように、輸出入が金額がひとしく、貿易外では、したがって、経常で五億五千万ドルぐらいの赤字であります。そこで、資本収支で一億四億ドルの黒字を見ておりますから、そこで一億五千万ドルということをお願いしておりますわけでございますが、輸出入の見通し、これを変えなければならぬという理由が、ただいま三十九年度について、はございませぬ。資本収支についても、どちらかといえ、これは多少内輸目に見方ではないか、幾らかそこを余裕があるのではないかと感じを持っております。逆に、貿易外の五億五千万ドルは多少きついかもしれないと思えます。それらを総合して、貿易のところに間違いがなければ一億五千万ドルというものを改める必要は別段ない、こう思っております。

○木村義八郎君 私は、資本収支、貿易外取引についてもあとでまた御質問しますが、ただいま御答弁がございました三十八年度における異常天候等による小麦の輸入とか、砂糖の輸入とか、そういうものを考慮に入れても、それ

はさっきお話ししたように、自由化によって消費関連の雑品輸入、これがかなりふえると思えます。それから、長官もさっきからお認めになられているように、原材料ですね、在庫はそんなに高くない、こう言っておるのですが、その上に操業率はちっとも落ちないのですからね。ずっと落ちないのですから、そういうことを考えれば、どうしたって六十二億ドル上回るだろうと思うわけです。しかし、これは将来のことですから、ここで言いのがれは、どうでもできるわけです。しかし、これはあとではつきり事実となって私には出てくると思うのです。九・七%の成長率でいけば、どうしたって、理論的にいような与件を同じとしてみますと、どうしたって六十二億ドル上回る一億五千万ドル以上の赤字になる。それから、三十八年度も総合収支、さっきもお話をした九千万ドルにはとどまりませぬ。一億五千万ドルないし二億ドルにはなりますよ。そうしますと、三十八年度に二億ドルの赤字、三十九年度は、私はこのままではいけば、与件を同じとしてみますれば、どうしたってまた二、三億ドルの赤字にならざるを得ない。二年続いてそういうことになるということになる、三十六年度のあの大幅赤字に匹敵するような大きな赤字が私は出てくるのじゃないか、これは重大な問題ではないか、そこまで問題意識を一体持っておられるかどうかですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる消費関連財が自由化に伴ってどのくらいふえてきておるかという問題が、昨今議論をいろいろにされておるわけでございますが、まあ消費関連財の範囲の

切り方にもよると思えます。しかし、たとえ普通通に考えられております食糧までぐらいいは、これは一応生活必需品であるというふうに考えてまいりますと、自由化に伴う消費関連財の、これは何と申しますか、ごく、何というのでございませうか、ファンシー・グッズとでもいいますか、そういうものでございませう。大体三十八年度で前年度に比べて一億ドルぐらい輸入増があったと考えておるわけでございます。そういう傾向は多少は衰えまして、やはり三十九年度に続くと思われま

で、まあ一億ドルはないにいたしても、その何割ぐらいかのものはやはり続いているであろう。しかし、一般にいわれておりますはこの数字は実は案外に大きくない。もう大体自由化をほぼ終わっておりますから、これ以上大きな需要があるというふうには考えられないと思えます。決して喜ばしいことだとは思っておりません。経済全体、国際収支にそれほど大きな影響が来るといふふうには考えておりません。

それから、成長率九%のときにいうお話でございますが、鉱工業生産の伸びと輸入の伸びとの間には、どうも、昭和三十年ごろから見ても、伸びけれども、はつきりした函数関係が出てまいりませぬ。設備投資が主体になりまして、成長が高かったときにはやはり輸入が相当伸びております。それから、成長がかりに十%〜十二%に近いというような高さにありますときは、輸入の伸びもはるかに見合っておりますけれども、成長が五、六%のときには案外そうではありませんで、輸入がプラスで成長がマイナス、鉱工業生

五

産がマイナスというようなきもござい  
ます。で、その間の相関関係が見出  
しにくい、つまり非常に深い谷間から  
上がりましたときには成長も高いし、  
鉱工業生産も高い、輸入の伸びも高  
いというのが常識でございます。今回  
はそういう深い谷間から上がったとい  
うわけではございませんので、だか  
ら、どうという結論が、函数関係が見  
出せませんので、申し上げられませ  
んけれども、両方を結びつけて考えな  
ければならぬという、その計数関係がど  
うも私どもに出てこないように思いま  
す。

それから、他の与件にして同じなら  
ばという前提に立つての御質問であり  
ますけれども、これはたびたび申し上  
げておりますように、私の与件が同じ  
でないというふうに私どもは考えるわ  
けであります。

○木村福八郎君 同じでないというこ  
とを具体的に示していただきたい、具  
体的に。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは先ほ  
ど来申し上げておりますように、政府  
の政策努力というものがそこに加わり  
ますし、したがって、それを反映して  
の経済活動の動きの変化というものも  
あるはずでございます。また経済そ  
れ自体が内在しておりますところのあ  
る意味での循環と申しますか、サイク  
ルというふうなこともあると、こうい  
う意味でございます。

○木村福八郎君 これはすでに六十二  
億ドルの輸入についてはそういう与件  
としてすでに織り込んであるわけであ  
る、さっきあなたがおっしゃるよう  
に、三十八年度のたとえば長雨による  
小麦の輸入とか砂糖の輸入とか、臨時

的なものは除外してある。それから、  
引き締め政策もとるとのこと、財政  
金融について引き締め政策をとるとい  
うようなことは織り込んであるわけ  
ですよ、六十二億ドルの、さっきのお話  
のように。その上に三十八年度のベ  
スが違ってくるのですから、そこでい  
ままでの与件がさらにまたそこに加  
わってくる。だから、もっと金融引き  
締めあるいは成長率をもっと落とさな  
ければならぬ、こういう新たな与  
件の変化が出てくるのではないかと  
いうことを質問しているわけでは  
ない。

それから、もう一つ、私は鉱工業生  
産の伸び率と輸入の伸び率の函数関係  
を機械的に判断しているわけじゃな  
い。この点は、あなたがすでに衆議院  
の商工委員会で久保田委員に対して御  
答弁しておりますが、そういう機械的  
なことを私は質問しているわけじゃな  
いのです。

それから、もう一つは、日常の消費  
財の雑品輸入についてかなり楽観して  
おりましたが、しかし、私は毎日新聞  
の二月二十三日の新聞を見まして驚い  
たんですが、日用消費財ですね、これ  
がずいぶんふえて、三十七年に比べて  
三十八年は十一月までで四億八千四百  
万ドル、前年度より三十一%ふえてい  
る。ずいぶんふえていますが、三十四  
年度と比較したものです。三十四  
年が三百倍にふえている。万年筆が九十  
八倍、ゴルフ用具が約六十倍、玩具が  
五十五倍、歯みがきが五十一倍、イン  
スタント・コーヒーが四十倍、ハンド  
バッグが四十倍、それから紙巻きたば  
こが二十八倍、はきものが十七倍、レ  
コード十二倍、それからまた、たばこ  
のパイプ、ゴルフ用具、レコード、時

計、皮革の運動靴、ハンドバッグが輸  
出より輸入のほうが多いというので  
す。これは何か考えなければならぬ  
のじゃないですか、この点は。

○国務大臣(宮澤喜一君) どうも、決  
して好ましいことだと思っておるわけ  
ではございません。ただ、ただいま御  
指摘になりました数字であります。四  
億八千万ドルとか、四億九千万ドル  
とかいう数字の中には、肉であります  
とか、くだものでありますとか、酒で  
ありますとか、まあ嗜好品ではござい  
ますが、まあ生活からそんなに切り離  
せないと思われるもの、それが二億三  
千万ドルでございます。で、残りが先刻  
御指摘になりましたライターでありま  
すとか、万年筆でありますとか、そう  
いったようなものでございます。これ  
がほぼ二億六千万ドルあると見てお  
るわけでございます。ただいま仰せられ  
ましたようなものの伸びは確かにその  
とおりでございますが、まあライター  
が四百倍になったと申しましたが、金  
額で申しますと百五十万ドルぐらいで  
ございます。万年筆が百倍になった、  
これが二百万ドルぐらいでございます  
。したがって、数量の性質上、決し  
て私は好ましいことだと申しておるの  
ではないのでございまして、合  
わせまして二億六千万ドルぐらい、こ  
れが三十七年度には一億六千万ドルぐ  
らいでございましたから、そのような  
いわゆる奢侈品と申しますか、ファン  
シー・グッズといったようなものの自  
由化に伴う輸入増は一億ドルがらみの  
ものであろう、こういうふうに申し上  
げたわけでございます。決して好まし  
い傾向だとは感じておりませんが、計  
数的にはそんなものかと思っております。

○木村福八郎君 では、たいしたこと  
ないから、政府はこれを放任しておく  
というのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点は、  
私どももここ数年の経済運営の基本的  
な考え方の中に、やはり明治以来の富  
国強兵でありまして、かいつたような考  
え方ではない、もう少し、つまり消費は  
それ自身で悪徳ではないという、そうい  
う社会をつくりたいという気持ちが強  
く働いておられますので、無意味な浪費  
はやめてほしいというところはいつも考  
えておりますけれども、消費そのもの  
をあまりとやかく申しますことは、せ  
つかくそういう気持ちが目覚めており  
ますところへ逆の作用を起こすであろ  
うと、そういう気持ちがございまして  
、今日までできるだけ申さずに、政  
府としては申さずにきておるわけで  
ございます。しかし、好ましいか好まし  
くないかといえば、同等の質を持って  
おる国産品があるのならばそれを使  
う、そのほうがよいというふうな考え  
方はそろそろ国民生活の中に自発的に  
出てきていい時期だというふうには  
考えております。

○木村福八郎君 いまのお話はわかり  
ますが、妙な国産品愛用運動について  
は、われわれもこれはあまり賛成では  
ないのですけれども、しかし、国際収  
支のこれからの見通しにも関連するの  
ですけれども、そんなのきなこと  
言っておられるかどうか。国産で間に  
合うものは国産でいいわけですよ。  
そういうことを、やはりいままでの逆  
ですよ、舶来品への妙なあこがれが  
あったでしょう、そういうものはやは  
り一掃する必要があると思うのです

が、それは国内の中小企業、そういう  
ものの育成ともやはり関連があるわけ  
でして、それだから日本で生産性が高  
まらなかったり、優秀なものができな  
かったり、業者がそういう努力をサ  
ボったりすることは、これは私は好ま  
しいことではないと思っております。こ  
も、しかし、この辺でやはり私は自由  
化を契機として考え直す必要があると  
思うのです。何か政府がそういう指導  
をするとか命令するというのは僭越に  
なるかもしれないが、この点につい  
ては何か考える必要があると思いま  
す、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう御  
発言がありますことは非常にありがた  
いことだと思っております。

○木村福八郎君 ただありがたいう  
なくて、企画庁としてはそういう何か  
アイデアをお持ちじゃないですか。何  
かやってみないかならぬと思うので  
す。ないというのはおかしいと思う。  
○国務大臣(宮澤喜一君) 実は、非常  
に遠慮がちにはありますけれども、  
そういうことをほつと申しておる  
わけでございます。ただ先刻申しまし  
たような逆の効果をよほど考えていた  
さなければならぬので、多少は歯  
がゆいというふうにお感じくださつて  
いけば、私どもの最もそれは本意とす  
るところでございます。

○木村福八郎君 それでは、次に伺  
いますが、年度末ですね、三十八年度末  
の外貨保有はどのくらいですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 十七億六千  
四百万ドルでございます。

○木村福八郎君 三十九年度は。  
○国務大臣(宮澤喜一君) 十六億一千  
四百万ドルでございます。



○木村福八郎君 そうすると、三十八

年は、さっきのお話のように、輸入が予想より多少ふえる。そうすると、九千九百万ドルの総合の赤字よりもふえるということになれば、外貨保有はいまの数字より多少減るわけですね。

○國務大臣(宮澤喜一君) 他に特段の措置を講じませんと、そういうことになるかと思ひます。

○木村福八郎君 外貨保有の、大体これもあまり重複して質問することは避けたいたのですが、衆議院で質問しておきますから、大体二十億ドルくらいです。外貨保有は、これは機械的に計算できませんが、国際収支が順調に伸びるという見通しがあるときには、そんなに多くなくてもいいし、大体どのくらいに抑えて……やはり二十億ドルくらい必要と考へてゐるわけですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは好んで私が二十億ドルと申し上げたのでは実はなかつたのでございますが、何となく問答しておりましてうちにそんなことになりまして、大体諸外国の外貨保有が正常輸入量の何カ月分くらいに当たつてゐるか、二月分ないし三月分というふうなところの国もございまして、西ドイツのようにかなりたくさん持つてゐるところもございまして、二十億ドルくらいはとも最低はしいのではなからうかといつたようなことを申し上げたことはございまして、別にそれがそれ以下であつてはならぬし、それ以上では余分だといふことを申し上げたわけではございせんでした。

○木村福八郎君 大体十六億ドル台だと、少な過ぎるという感じはお持ちで

すか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 十六億とか十七億とかいふことが、絶対量として少ないか多いかというよりか、このように相当大きな設備投資を持つておつて、それにたつぷり心配なしに食わせて、それだけの原材料を十分に買ひにくいというのが低いという姿、そのために経済政策を調整しなければならぬといふことは、それだけの設備投資を持つてゐるだけにやはりつらいことはつらいこととございまして、これは民間の当事者はもつとつらいでありますし、政府としてもつらうございまして、もう少し天井が高いといふことは常々感じております。

○木村福八郎君 そうしますと、私は、政府の見通しよりは、すでに発表された見通しよりは、国際収支の見通しをから見ておられますし、また必ず私はそうなると思う。いまでさえ天井はあまり高くない。もう少し高くしてはいい。その上に三十八年度二億ドル、三十九年度三億ドル、三十九年度また二億ドルの赤字といふことになる、どうして私は成長率をうんと落とすか、あるいは落とさないでいこうとすればIMFあたりからまた借金をする。スタンバイ・クレジット、これはどのくらい余裕があるのか知りませんが、五、六億ドルある。それがあるから、安心してゐるのじゃないですか。いざというときにはそれを使うのだと。また、それを入れば、十六億ドルになったつてたいしたことではないのだ、こういう考へがあるの、いざとなればスタンバイ・クレジットを借りてしのいでいく。そして長期的に

国際収支は改善されていくことがいいのだ。大蔵大臣は四十五年度までに均衡を保つたという非常に心臓の強い御答弁をされましたが、そういう考へじゃないのですか、大体は。

○國務大臣(宮澤喜一君) 所管大臣でございせんので、そこを具体的に明確にお答え申し上げるべきではないと思ひますが、ただ二つのことは申せると思ひます。一つは、かりに外貨保有量が十五億ドルを割つて、そうしてこれではもう正常な経済がやつていけないといふようなことになるかと申せば、私はそういうことにはいたすべきではないし、ならないと思ひます。また、ゴールド・トランシェの問題もございまして、これは何も借り入れ金と考へなくてもいいわけではございまして、さらにその先を申せば、かりに借りるということになりまして、借りられるといふことはやはり経済の力、経済力でございまして、そういうことだけ申し上げておくべきかと思ひます。

はちゃんと内訳を発表したので。報告しました。たとえば金利がどのくらいで資金がどのくらいで、それから短期資金がどのくらい、短期の借り入れ金、ユーザンスがどのくらい、やはり示してゐるのですよ。

○國務大臣(宮澤喜一君) その程度のことは申し上げられるのではないかと申します。

○木村福八郎君 そうすると、実質外貨といふのはどのくらい見ていますか、それだけ伺いたい。実質外貨、三十八年度末の。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは私が直接のお蔵番でございせんから、政府委員のほうから御説明をさせていただきますと思ひます。

○政府委員(鈴木秀雄君) ただいまの木村委員の御質問の外貨保有高、現在一月末で十八億五千五百万ドルでございまして、ラウンド・ナンバーで申しますと、約三億が金でございまして、それから、七億程度が主として米国の銀行に預金をしております。それから、その他の部分は、主としてこれも米國でございまして、財務証券に運用しております。

○木村福八郎君 預金が七億ドル。証券は……

○政府委員(鈴木秀雄君) 証券が八億くらいになるかと思ひます。

○木村福八郎君 八億。

○政府委員(鈴木秀雄君) それでは、いま実質の外貨といふことでございまして、まさしくこれが実質の外貨でございまして、全部あるわけではございまして、それで、おそらく木村委員の御質問は、日本の短期の債務と短期の債権とを差し引いた場合のバランスがどう

であるかといふことでございまして、報告が、これはいわば外貨準備といふのは現在の計数というものは大蔵省及び日本銀行が持つております中央準備を言つておるわけではございまして、為銀の債務あるいは債権といふものは入れていないわけではございまして、これは世界的にそういう方式をとつております。ユーザンスの債務とかあるいは輸出ユーザンスの債権といふのは為銀段階の債権債務でございまして、外貨としては十八億五千五百万ドルといふものがあるわけではございまして。

○木村福八郎君 いまの為銀関係、それからユーザンス等を含めた表です、差しつかえなかつたら、差しつかえない程度で資料として出してもらいたい。前に出してもらったことがあるのです。

ついでに伺ひますが、大蔵省ですから、今度は外貨予算算なくならぬですね。そのうちの外貨の運用はどうなるのですか。

○政府委員(鈴木秀雄君) 御質問がよくはつきりいたしません、外貨予算といふものは、現在毎年半年ごとにつくつておられます、輸入の割り当てとかいふようなものを外貨予算の範囲内において運用するといふことでございまして。しかし、その外貨予算が廃止後も政府の集中といふことは依然としてあるわけではございまして、外貨資金といふものは、一定の、たとえば銀行のようなのは集中を排除されておられますが、一般には必ず銀行に売られなければならぬといふことで規制をしております。したがらば、外貨資金といふものは、いわば平衡操作勘定といふようなことで残るわけではございまして。

○木村禮八郎君 それは、これは宮澤長官に質問する時間がなくなりますが、資料として出していただきたいのですが、外為会計の内容を見たのですが、あの中での話のあったアメリカ、主としてアメリカが多いと思うのですが、預金ですね、それから証券、この利回りはどれくらいか、それから外為証券、それがどれくらいになるか、それから外為証券の、前にも質問したので、外為証券の利率ですね、利率がどのくらいで、その利回りがどのくらいになるのか。おそらくこれは逆さやになっておるのですが、そうじゃないですか。

○政府委員(鈴木秀雄君) 非常に大ざっぱに申しますと、外為証券と外貨の運用利回りだけを比較いたしますと、逆さやでございます。財務省証券あるいは定期預金というものは三分ないし四分ちょっと切れたようなところでございまして。外為証券の利回りというものは日歩一銭五厘五毛くらいです。年利にして五分五厘くらいじゃないかと思ひます。ちょっと正確に私覚えておられますが、たしか五分六厘か七厘くらいになると思ひます。そういう面では確かに逆さやでございますが、御承知のように、外為には一般会計及び外為の会計のできます前にこういう貿易特別会計から引き継ぎましたインベントリーがございまして。これはいわば無利子の金でございます。それから、現在国庫余剰金の利用というところを受けておりまして、これも無利子でございます。そういうことで、採算ができています。こういうことでございまして。

○木村禮八郎君 それをいま計数に出していただきたい。表にして、数字的に。これは外為特別会計の予算に出ているのですが、その内訳が出ておりませんので、その内訳としてあとで資料を出していただきたいと思ひます。あとでまたそれをもとにして別に質問したいと思ひますから。出していただけますか。

○政府委員(鈴木秀雄君) 現在の米銀預金とか財務省証券というものは、その目ごとに利率が変わるわけでございますが、その予算の積算の根拠とした数字でよろしゅうございまして。

○木村禮八郎君 そうです。さっきの銀行とか証券の利回りが幾らになるか、それから外為のほうの支払いが幾らになるか、それで逆さやが幾らになるか、それをインベントリーのほうの無利子、それから国庫資金の利子の無利子によってどういうふうにかばりしていくか、出していただけませんか。

○政府委員(鈴木秀雄君) かしこまりました。

○木村禮八郎君 宮澤長官に対する質問時間はあまりなくなりましたが、次に、貿易外収支について承りたいのですが、貿易外収支ですね。貿易外収支の赤字は非常に多くなっております。かなり恒常的な赤字でこれを改善することは非常に困難であるといわれております。その中で特に問題になりますのは、海運収入。海運収入につきましても、二つに分けて伺いたいのですが、海運収入自体と、それから港費の使用料ですね、これについてはどういふふうにかばり打撃しようとしているのか、その海運収入と、それから港費収入ですね、その点について伺いたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 三十八年度入です。その点について伺いたい。

海運収入を、ただいまお話しした御趣旨に基づきますと、これはIMF方式で計算するわけでございますが、四億二千八百万ドル組み込まれております。その中で、運賃そのもののマイナスが二億一千二百万ドル。その他と申しますのは、御指摘の港費、あるいは船の油や用船料、二億一千万ドル、こういう計算でございますから、ほぼ半々でございます。

そこで、運賃につきましては、これはもうどうしても、タンカーでありまして、あるいは鉱石専用船その他のバルクキャリアを長年度計画でつくっていく、四十二年度を竣工ベースにして、おそらく二百数十万トンには少なくともつくらなければならぬわけでございます。すけれども、それと同時に、積み取り比率を上げていくという問題があるわけでございます。で、現在の状況では、産業界では、荷物をつけてやろうにも船がないではないかと主張する者もございまして、海運界は、船をつくらうにも荷物を出してくれない、こういう言い分になっておりますわけでございます。ですから、何とかその間政府もやはり入りまして、邦船に対して輸出入とも積み取り比率を上げていくようなことを、これをこそ一体になりまして考えることが当面最も必要であるというふうなことを考へております。それによりまして、船舶の建造を大幅にふやしていただく。しかし、そういたしましたとしても、なお昭和四十二年程度に運賃による海運収支がバランスするかと申しますと、なかなかそれは困難であります。現在より差が広がらないというのが、私はせいぜいの努力の限界ではないか。一ぺんそうになりましたら、それから

らあととは差が縮まってくると思ひますけれども、なかなか四十二年程度にまでにはそこまで持っていけないのではないかと。

で、その他の港費等々は、従来もわが国の港費を少しづつ上げたつもりでいたしておりますけれども、これも外国に比べればいふぶんポット・チャージというものは低いということ、これは申せます。申せますが、それにもなかなか限度のあることであります。すし、いわんや油については、これは本来的にむずかしい問題でございます。すし、港費、ことに船の油等々の赤字をカバーするほど運賃で黒が出なければ、海運収支としてIMF方式では黒にならない。しかも運賃だけでも、四十二年やそこらでは黒になるといふことはいまのところ考えにくい。しかし、そういう方向に向かつて、やはりこれは数年でなく、おそらく十年という単位のものでないかと思ひますが、そういう努力を続けていくということしか方法がないのではないかと思ひます。

○木村禮八郎君 非常に、そうしますと、日本の国際収支の赤字の一番大きい原因は貿易外収支ですね。それは資本収支の黒で埋めて、借金政策で埋めてきた。ところが、いま伺いますと、大体十年くらいたないか、それでもまあ実際とんとんになるかどうかとも私は疑問だと思ひますけれども、そうなるかと非常に重大な問題だと思ひます。たまたま、これは七千トンないし四千トンの船が三日間停泊した場合の計算なんです。そうしますと、たとえば水先料なんか日本が一万六千二百円、ニューヨークが十一万五千二百円

うに新聞に出ております。しかし、その場合問題になりますのは、OEC Dに参加するにあたって、海運の自由化の保留が、二年間保留したわけですね、海運は。まあ二年間というのは石油だけについて。それから、鉱石と石炭は一年ですね。そのために荷主のほうで長期契約をやるのを、どうもちゅうちょする、こういう傾向がある。そうすると、船はどんどんつくりますが、ところが荷主が自由化になれば長期契約できるのですから、日本は安い船価でどんどんノルウェーとかに輸出しておったでしよう、その船で外国はどんどん日本の荷物を積み取るわけですね。日本が安い船価で輸出した船会社と長期契約をやるのです。やりたいわけです。荷主のほうは。そのことと、日本の積極的な船舶建造計画というものの矛盾ですね。もし、ただ船舶をふやせばいいといふても、ふえた場合、そういう事態になったら、これは余りしてしまふでしよう。それから、不況になつた場合、非常に今度は重大な問題が出てくる。だから、ただ船をふやせば、積み取り比率をふやせばいい、いといふておりますけれども、そんな単純なものではないと思ひます。そういう点の一つ。

それから、もう一つ伺いたいのは、港費です。資料として運輸省からいただいたのですが、外国と比べてあまりにも日本が低いといひますけれども、その程度が問題にならないのです。たとえば、これは七千トンないし四千トンの船が三日間停泊した場合の計算なんです。そうしますと、たとえば水先料なんか日本が一万六千二百円、ニューヨークが十一万五千二百円



す。国有民営ということについても同じように考えるわけでございますが、ただ、最近、御承知のように、ニューヨーク航路を統制いたしますために、新しい会社をつくりまして、政府がそこへ補助を出した例がございますが、ああいったような、これは非常に抽象的にしか申し上げられませんが、くふうというものは考えられるのではないだろうか。それは先刻申し上げましたように、新造船に関する限りは十分採算がとれる、国際競争力があるはずなのでございますから、それをフルにどうやって生かしていくかといふうくふうは、これはあつてしかるべきじゃないか。まことに抽象的で恐縮でございませうけれども、主管大臣でございませうので、そんなふうにご覧願ひます。

○木村禰八郎君 根本的にやはりいままでの海運政策のあり方を考えなければならぬ、考え直さなければならぬのじゃないかというふうには私は先ほど申し上げた、私しろうとですから。とにかく現状ではもうしかたがない。そこで、何らかの措置を講じなければならぬ、長官もそういうふうにご答弁されたわけなんです、企画庁として何か構想というものはありませんか、それに

ついで。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点は、三月に入りましたら、関係各省集まりまして、ひとつ関係方面、民間とも連絡をしながら、基本的にこの問題の検討を始めたかと思っております。これは関係閣僚もそのつもりであると思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) それでは、本案に関しまする質疑は、本日のごとく

ろはこれで終了いたします。

一時まで休憩いたしました。午後一時からは、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の質疑に入りしたいと思います。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時三十四分開会

○委員長(新谷實三郎君) 午前に引き続き、委員会を再開いたします。

この際、参考人の出席についておはかりいたします。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の審査のため、日本輸出入銀行の役員を参考人として出席を求めるとし、出席者につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(新谷實三郎君) 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二月二十一日衆議院から送付せられ本委員会に付託されたものであります。また、本案の提案理由の説明は、すでに聴取いたしております。

それでは、これより本案の補足説明を聴取いたします。高橋銀行局長。

○政府委員(高橋俊英君) ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について、補足して御説明申し上げます。

日本輸出入銀行は、プラント輸出に

対する金融を中心として輸出入及び海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたしておりますことは御承知のとおりであります。同行の業績は、年々著実に伸びてまいりまして、その融資残高は、昭和三十一年十二月末におきましては、輸出金融二千六百六十七億圓、輸入金融四千二百億圓、投資金融四百五十五億圓、合計三千六百五十二億圓に達しており、今後とも同行の業務活動に期待するところはきわめて大きいものがあると考えます。

次に、今回提案いたしました改正法案の概要を申し上げます。

第一は、同行の業務として、外国政府等に対し貸し付けられた民間資金にかかる債務の保証業務を追加することであり、

東南アジア諸国等に対する経済協力の推進は、わが国貿易の振興と並び、重要な課題となっております。このような観点から、すでにインド、パキスタン等の諸国に対して数次にわたる借款を供与いたしておりますが、昭和三十一年度におきましては、インドの第三次五ヶ年計画及びパキスタンの第二次五ヶ年計画を遂行するために必要な設備等をわが国から輸入するための資金として、この両国に対して合計一億一千万ドルの借款を供与することとし、その契約を締結いたしております。

また、このような借款の供与にあたりましては、従来民間資金の活用をはかるため、借款額の二割に相当する額の協調融資を市中銀行に求めるのが例となっており、低開発諸国に対する経済協力の推進に伴い、このような借款の供与は今後一そう増加することが

予想されますので、この市中銀行の協調融資を容易にするために、市中銀行が日本輸出入銀行とともに外国政府等に対してわが国からの設備等の輸入に必要な資金を貸し付けた場合、その協調融資分にかかる債務について日本輸出入銀行が保証することができるとしたいのであります。

第二は、同行の業務として、わが国からの設備等の輸入による債務の履行に必要な資金を外国政府等に対して貸し付ける業務を追加することであり、

輸入代金等の支払いが、その国の国際收支上の理由から著しく困難な場合に、その国が債権国に対して債務の履行の繰り延べ等の措置をとることを要請することがあり、過去にもアルゼンチンなどの例があります。今回の改正は、債務国の要請に応じて主要な債権国において繰り延べ等の措置がとられることが確実と認められるときは、日本輸出入銀行が当該債務国の政府等に対しわが国からの設備の輸入等による債務の履行に必要な資金を貸し付けることができることとし、このような場合の処理を円滑に行ない得るようになすものとすのであります。

第三は、政府が予算で定める金額の範囲内において日本輸出入銀行に追加して出資できることとし、この場合において同行はその出資額により資本金を増加しようとするものであります。

輸出の振興をはかるためには、日本輸出入銀行の資金の充実に緊要であり、このため年々多額の財政資金を同行の資金に充てることとしてまいったのであります。

御承知のとおり、同行の貸し出し金利は、わが国輸出入業者が諸外国との輸

出競争に耐え得るよう国際金利水準をも勘案して低利であることが要請されるのであります。貸し出し金利を低く押え、かつ、同行の経理採算を維持するために、貸し出し金の増加に伴い、資金運用部資金のほか、無利子の出資金を追加していくことが必要となります。したがって、昭和三十一年度補正予算におきましては六十億圓を、昭和三十一年度予算におきましては二百二十五億圓を、産業投資特別会計から追加出資することとしたしております。

第四は、同行の業務量の増大と業務範囲の拡大に対処するため、理事の定数五名を一名増加し六名としようとするものであります。

同行の融資残高は、昭和三十一年度末の六百三十八億圓から三十八年十二月末には三千百五十五億圓と大幅に増加し、その業務内容もまた東南アジア諸国等との経済協力の進展に伴い一そう多様化したしております。このような事態に対処し、同行の業務の円滑な運営をはかるためには、理事を一名増加する必要があります。

以上、この法律案について補足して御説明を申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) これより本案の質疑に入ります。

参考人として、本日は、日本輸出入銀行総裁森永貞一郎君、日本輸出入銀行理事齋藤正年君が出席されております。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○野澤勝君 ただいま議題となりました日本輸出入銀行法の一部改正の点に關連いたしまして、事務的な問題に重点を置きましてお伺いしたいと存じます。

提案理由の説明にもありましたこと、なかなか日本の財政経済も容易ではありませんし、特に国際收支の点につきましては、私は非常な不安を感じております。しかし、この法案は、貿易等に重点を置き、特にプラント輸出などに重点を置きまして立案されたと思うのでございます。こういう観点であるとするならば、この際、結論的にいえば、政府はもっと大胆に、事業計画とにらみ合わせて予算をもう少し増大すべきものではないかと思うのです。

そこで、まず第一にお伺いしたいことは、午前中にも国際收支の問題について質疑が行なわれましたが、本年だけの問題ではなく、前年、前々年以来非常に国際收支が順次危機に迫ってまいっております。でありますから、この国際收支の均衡をはかるには、貿易の均衡、もちろん貿易外收支の大幅赤字、構造的赤字のいろいろな問題もあ

りますが、基点になるのはやはり貿易の収支均衡ということだと思っております。この問題についてはいかがでございますか。

○政府委員(鈴木秀雄君) ただいま野澤委員の仰せられましたように、貿易収支の均衡のみならず、貿易収支は赤字に持っていくべきものだと思います。

○野澤勝君 その点を確立せずに、資本収支などを当てにしておればです

ね、国際収支はいつまでたっても解決しないと思う。だから、貿易上の問題について政府は全力をあげなければならぬと思っておりますが、そういう点についてはどう考えておりますか。

○政府委員(鈴木秀雄君) 貿易と申します場合、輸出と輸入とあるわけでございますが、輸出については極力これを伸長すると同時に、輸入については安定的な姿に持っていくということですが、貿易収支の均衡をはかることであると思ひます。

○野溝勝君 当然のことでありまして、政府は、国際収支がどういふ形に於いてバランスがとれればよいかという点で、今日のように借金を中心にした資本収支にたよっているような甘い考えを持っておるのです。午前中にも宮澤君からの答弁もありました。いま為替局長もそういうお答えをして、当然なことですが、輸出よりは輸入が年々多いという事は、これはもう危険に危険をおかしておるものであります。輸入がなければ貿易は発展しないというふうなふうにもいわれておるのでございませうけれども、もちろん私も全部いけなないというのじゃないですけれども、この輸入超過が年々ふえていくという事は、これは均衡のとれた貿易政策としてはあやまちをおかしておると思ふ。主管は通商局の方にあって、為替局長は専門外のようにも考えられるのですけれども、こういう点は政府は明快になっておらぬと思ふ。大体、在庫品がまだ多くて解消しないうちに、こういう輸入の超過をあえて放任しておくといいことは、これはもう国際収支をほんとうに考えておるのじゃ

ないと思ふ。たとえば、在庫品が全部なくなつたとか、あるいは日本の消費経済が大体これ以上見込みがあるとかないとかいうようなことは、もちろん所得との関係もありまして、どういふ展望を持っておるか、判断を聞きたい。政府は、一方では設備投資の抑制の要をおそらく考えながらも、業者の言うことに押されていくというふうに見えますが、この点、為替局長、どう考えますか。

○政府委員(鈴木秀雄君) これは年々と仰せられましたが、昨年度は、暦年にいたしまして一昨年度でございまして、現年度からいへば昨年度でございまして、貿易収支でも相当黒字が出たわけでございます。最近の状況というものは確かに、仰せられるとおり、輸入が非常に急増しています。輸出も相当伸びておるわけでございますが、輸入が急増したという点に非常に貿易収支が悪化した原因があるわけでございます。それにつきましては、現在の為替自由化というふうな観点から申しまして、直接的に輸入を制限するというふうな方式よりも、財政金融政策という第一であるというふうに考えておりまして、昨年以來ことに金融政策等については、日本銀行等において引き締め体制に移つておるわけでございます。ただ、こういう方策といふもののきき目といふものは、必ずしも即時にきくわけではございません点もございします。したがって、現在はその効果がいかにうまくいくかといふことを慎重にウォッチしておる、こういう段階だと思ひます。

○野溝勝君 為替局長、午前中の質問を聞いておられたと思うのですが、とにかく三十六年六月を上回つた戦後最大の赤字ですね、一億五千八百萬。三十六年度一億五千八百萬、三十八年度経常収支は大体六億ドルとかなんだとかいわれておるんですが、いろいろの数字を総合して検討すると、いまの情勢では八億ドル前後の大幅な赤字になると、こう思ふのでございします。大体、数字のことで、それは的確にはわかりませんが、私どもではそう見ておられますか。

○政府委員(鈴木秀雄君) 午前中にも宮澤企画庁長官が答へましたとおり、確かに輸入は政府見通しの五十七億五千万ドルよりも若干ふえるというふうな感じを持っております。ただし、どのくらいふえるかという点については、先ほど午前中の會議で宮澤長官の仰せられましたとおり、まだ政府間の全部の総合した見解がございせんので、数字を申し上げることはごかんべん願ひします。

○野溝勝君 的確な数字はわからないと言われておる、それは私もよくわかつてはそうです。われわれだけでなくて、日銀においても、市中銀行においても、金融関係においてもは大体そういう見通しなんです。私は大きな誤りはないと思つておるのです。宮澤君の先ほどの話では、軽く見ておられるようですが、私は容易でないものを感じておるのです。いまより好転するといふ見通しは私はない、国際情勢から見て、特に、これからあとで質問いたしますけれども、政府は共産圏、中

○野溝勝君 的、確な数字はわからないと言われておる、それは私もよくわかつてはそうです。われわれだけでなくて、日銀においても、市中銀行においても、金融関係においてもは大体そういう見通しなんです。私は大きな誤りはないと思つておるのです。宮澤君の先ほどの話では、軽く見ておられるようですが、私は容易でないものを感じておるのです。いまより好転するといふ見通しは私はない、国際情勢から見て、特に、これからあとで質問いたしますけれども、政府は共産圏、中

も、ブランド輸出の問題に對しまして、西欧を中心としての国際経済の動向とは異なつた消極的な態度をとつておるんですよ。そうすると、これは西歐諸國に對しても、あるいは東歐諸國に對しても、これ以上伸びるという見通しはいまのところでは私はない。ですから、さういふ大幅な赤字が出るという見通しなんです。あなたは何かい材料が今後出てくると思ひますか、為替局長の見解を伺ひたい。

○政府委員(鈴木秀雄君) 先ほど申しましたとおり、現在の段階の数字は、確かに五十七億五千万という政府見通しをつくりましたよりも若干輸入は多いというのを申し上げましたとおせん。そういう意味では、全然心配してないといふようなことはないわけでございますが、と同時に、金融の引き締めとかさういふたような効果というものがあがります時期といふものも若干づれるというところもあるわけでございます。でございしますから、そういう関係係を慎重に検討して、今後の対策としたい、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○野溝勝君 これに関連しまして、通商局長のほうから意見を聞きたいのでございします。

○委員長(新谷實三郎君) 野溝委員に申し上げますが、通商局長の大慈弥君がやがて出席する見通しでございしますので、もうちょっとお待ち願ひしたいと思います。

○野溝勝君 これは為替局長とお二人いるところでお聞きしたいと思ひます。それでは、為替局長、あとで通商局長と一緒にいられる際に。

前後になります。が、国際情勢は、ドイツが中共を承認して以來、非常に活発になつてきまして、對共産圏や低開關國關係の貿易推進という面でも顕著な動きが見られます。特に、英國などは共産圏に對して無差別の貿易政策をとつておるわけなんです。その他の國でも、ブランド輸出をどんどんと積極的にやっております。こういう際に、日本が国際収支、特に貿易の輸入超過がばく大にのぼる傾向にある際でもあり、政府は従来の方針を改めるべきだと思ふ。輸出入銀行法一部改正についての銀行局長の提案説明を見ると、資金計画と事業計画について、財投として出資二百二十五億、融資七百十二億、自己資金として輸出入銀行は六百六十三億、トータルで千六百億、前年度と對比いたしました百五十億ばかりの増になつております。こうした国際情勢の變に、このくらゐのものは前向きな貿易ができるかどうかといふことと對して非常に不安なんです。不安といふか、私はだめだと思ふのです。しかし、出さぬよりはいいから、この点、特に中堅の当局の諸君はどう考へられておるのですか。

○政府委員(高橋俊英君) 輸出入銀行の業務、これは御承知と思ひますけれども、輸出が中心でございしますが、これの金の出し方といふものは、民間ベールで外國の業者と輸出、ブランド輸出の契約が締結されまして、そうしてその相当割合が輸銀の融資申請ということになつてまいりました。でありますから、他の普通の金融機關等には若干受け身以外に積極的な面もございします。輸出入銀行は自分みづから積極的に金を貸して、契約を促進させ

第五部 大蔵委員會會議録第九号 昭和三十一年二月二十七日 【參議院】

一

るという態勢ではない。契約ができ上

たしております。

がればそれを受けて立つということでごさいます。今日までのところで、資金が不足するという理由で、そういうせつかく輸出契約ができようとするものを押えたというところはございませ

○野溝勝君 もちろん、輸出入銀行は契約ができたものに対して活動するの

のまゝ——もちろんこれは非常に不健全なものでは困りますけれども、そうでない限り、これを見るときはどうかで

これは参考ですが、昭和三十一年三月二十六日日本委員会において池田総理

の問題にはとらわれない前向き姿勢

力するということとはみんな言ってい

ラント輸出の場合の問題とかございま

でやるといふことを言っておる。特

す。しかし、世界情勢を展望してい

したが、これらにつきましても、輸出

に、今後は延べ払いの問題さえ片づ

一つは、こういう方面に努力したらで

講じないといけないと思ひます。

○野溝勝君

私は、通商局長次長ね、あ

なたたちを追及するとか、そんな気持

○説明員(大慈弥嘉久君) 十分まとも  
りました御納得のいく返事ができるか  
どうか懸念もされますが、輸出振興策  
という意味でなぞという障害がある  
かということで、少し申し上げさせて  
いただきます。

御承知のとおり、日本はまだ対日差  
別待遇といえますか、そういう輸入制  
限を受けておりましたか、それから  
ガットの三十五条の援用をしている国  
も残っておりますし、これらについて  
は国内において輸出秩序の確立をはか  
るといいますか、秩序ある輸出をする  
ことも大切でございますが、そういう  
輸入制限の撤廃、それから差別待遇の  
是正、そういうことが大切であろうと  
思います。国際的にもいろいろOEC  
Dへの加盟とか、IMFの八条国移  
行とか、それから開放経済体制と申し  
ますか、そういう体制に入っております  
。それから、ガットの場とか、いろ  
いろ国際的な機関もあることござい  
ますから、そういうところにも大いに  
差別待遇の是正ということで、一番障  
害になる点は除去していかねければい  
けないと思います。

そのほかの輸出振興策でございます  
が、輸出金融、これは先ほど述べた  
の御指摘がございましたが、そういう  
ふうな輸出金融面についても適用する  
ことが、大切であろうと思います。

それから、輸出の振興税制について  
でございますが、輸出所得控除という  
のが四月から廃止になりますので、そ  
れにかわるものという話がございます  
ますが、輸出振興税制についても配慮  
が必要でございます。で、現在大蔵省  
のほうを主にいたしまして、いろいろ  
そういう検討が進められております。

それから、対外的な市場調査、それ  
から見本市その他の宣伝でございます  
が、そういう点につきましては、ジェ  
トロ——日本貿易振興会でございます  
が、ジェトロを強化いたしまして、各  
般の輸出の振興に役立つようなPR、  
そういうことをする必要があろうかと  
思います。

それから、輸出マインドといえます  
か、何より輸出が大切だという気持ち  
を国民の方々が実際に持っているだ  
けが大切でありまして、そういう点  
から、来年度につきましても、貿易記  
念日、これは六月二十八日によってお  
ります。貿易記念日を中心にしたし  
て、輸出振興のための国民運動を  
展開する。それから、輸出に貢献した  
企業を輸出貢献企業であるという認定  
をするとか、いろいろそういう知恵を  
しほりまして、輸出が第一だというム  
ードといえますか、心がまえといいま  
すか、そういうものを国民に持って  
いただくようなことを考えております。  
それから、先ほどの輸出秩序の維持  
確立、これは海外の市場に対して殺到  
する、相手国の市場を荒らすというこ  
とではなくて、秩序ある輸出をするよ  
うな方策を考える。

それから、一番初めに申しました対  
外経済交渉でございますが、これは先  
ほどのような国際的な機関、さらに二  
国間といえますか、そういう点でも交  
渉を強化いたしまして、輸出の振興に  
役立つようにしなければいけない、こ  
う思います。

もちろん、根本的には、国内産業の  
体質改善といえますか、国際競争力  
をつけるということが、根本にあるわ  
けでございますが、直接の輸出振興策と

しては、大体そういうようなことで  
ございます。

○政府委員(鈴木秀雄君) 野溝委員の  
御質疑の輸出振興策について、個々の  
問題につきましては、いま通商局の次  
長が申しましたとおり、いろいろきめ  
のこまかい方策も必要かと思ひます  
が、本質的には、日本の生産品を国際  
力に打ち勝つときコストなり、そう  
競争力をもつたもので競争力をつける  
ということ、政府の役割としては、た  
とえば物価を上げないというふうなこ  
とが一番大切なことではないかとい  
ふに、私も大蔵省のほうでは考え  
ております。

延べ払いにつきましても、私も決  
して消極的ではございませんで、現在  
相当多額の外資導入をしている。これ  
らの外資というものは、将来返還しな  
ければならぬわけでございます。一  
方、日本が延べ払い輸出をしたとい  
うのは、いつの日か日本に返ってくる  
ものでございまして、将来の何年か先  
の国際収支対策を考えます場合に  
は、本質的には返すような外資と、そ  
れから向こうから取り立てるような延  
べ払いの債権というものが混在してい  
るようなこと、外資を押しやるだけ  
ではないこと、むしろそういう健全な  
債権をたくさんつくっていくという  
ことも、一つの国際収支対策である  
というふうに考えております。ただ、何  
分にも非常に後進国の外貨事情が悪  
い、あるいはそういうプロジェクト  
について適当なものがないということ  
で、うまくできないという問題もござ  
いますし、それから、条件等につきま  
しても、これはもっぱら国際競争力と

いうことから考えまして、個々別々に  
弾力的にそれに耐え得るような条件を  
出せばいいわけで、一律的に甘くする  
というだけではないというふうな  
考えております。

それから、第二の、円のレートが三  
百六十円はおかしいというお話です  
が、この点は、私は、三百六十円とい  
うのは現在の円の実勢に全く合ってい  
る、何ら変更する必要はないという  
ふうに考えております。

○野溝勝君 通商局長のほうにお伺  
いしますが、この振興策の事情の中  
にも、延べ払いのほうも積極的によ  
うに考えておられることも振興策の  
中にあるのです。私は、こういう点  
について通商局のほうもやはり強く要  
望しなくちゃいかぬと思うのです。こ  
れはあなたたちが見た目から、こうす  
れば振興できるという事情を、具体的  
に大蔵当局と折衝をして、そうしてこ  
の方面に幅を広げるように努力しな  
ければならぬと思うのです。個々の振興  
策もいろいろありますが、それもやら  
なければいかぬが、特に私はそう考  
えているのです。

それで、あなたも御承知のように、  
いま為替局長のほうにはばかに消極的  
なことを言っておるが、出す身にな  
れば、そういうことも言わざるを得な  
いと思うけれども、一体経済力という  
のは、よその国だって同じことだと思  
うのです。外国だってそんなに外貨  
がたくさんあるわけじゃないのだ。そ  
の中で最も有力な市場をこの際確保  
しなければならぬというわけで、英国  
はじめフランスその他も、みな全力を  
あげているのだと思う。私は、同じ品  
物であれば、輸送料その他についても非

常に格安にあがるのだから、中共は大  
いに歓迎すると思うのです。大体に  
おいて、後進地域だって、アフリカも  
ありますけれども、何と云ったって東  
南アジアが有りますから、その方面に  
幾らでも市場はあるのだから、その方  
面に手を伸ばすには、あの国々に外貨  
のあるところなんてありやしない。そ  
ういう経済力の弱いところでも全  
力をあげておられるのですから、日本は少  
し考えなければならぬと思う。このご  
ろ大平君は、お互いに貿易駐在員を置  
くことは認めてもいいというところま  
でいっておられるのですから、それは政  
経分離は別だ、そんなことはどうでも  
いから、とにかく貿易の拡大、いまか  
ら足場をわれわれは得られないような  
ことでは、とんでもないことになる。  
中共貿易は数%ですからね。

では、英国はどんな経済力か、フラ  
ンスはどんな経済力か。日本は外貨が  
二十億ドルあるか十八億ドルあるか、  
完全なことはまだわかりませんが、  
も、とにかくそれらの国から見れば外  
貨は持つておるほうだから、その内容  
をこまかく分析すればいろいろあるけ  
れども、そういう事情のもとにあるの  
ですから、積極的にこの際有力な市場  
をなくすようなことをしないように、  
特にドゴールの中共承認以来大きく変  
わっておるのですから、このチャン  
スののしつてはいかぬという点に私の力  
点があるのです。どうかそういう意  
味で、まあこれ以上私は質問いたしま  
せんが、あなたのほうでも積極的な大  
蔵当局と交渉されまして、この見通し  
を誤らぬようにひとつ努力してもらい  
たいと思うのです。  
それから、為替局長代理は、三百六

十円のレートは正しいと思っておると言うが、頭がどうかしていやしませんか。それな戦後の三百六十円レートが正しいなんといえは、笑い殺される。

皮肉のことばではないけれども、そういう感覚でおったんでは困る。政治的にはそういう意見も出せるかもしれない。

ぬ。しかし、これだけ大きく変わってくる経済史的な動きの中で、戦後のままでいいということはないですよ。これはまあ政治問題になりますから、うっかりした発言はできないだろうから、それは私もよくわかる。これは決定的にいいということではなくて、十分これは主権大臣とも話してみますとい

うことさえ聞けば、ぼくはいいで  
ね。できる、できないということ、そ  
れは聞かない。あなたに言えといっ

たつて無理だから、私はそう思うということを開陳して、あなたの見解を聞いておるのです。どうですか。

○政府委員（鈴木秀雄君） 野溝委員の御意見は大臣にお伝えしますが、私は三百六十円というものが決して実勢に

けりやならぬというふうに思っているのですか、どういうふうに思っているのですか。何も思わぬというのか……。

○政府委員（鈴木秀雄君） 非常に……

られるかもしれませんが、何ともしようもないと考えておるわけでござい  
ます。

○野清勝君 これはまた大臣とあれずるといたしましたで、この前、大蔵大臣とこの論争をやったときも、大臣は非常に答弁しにくいような態度をとられておりましたので、どうもこれは高等政策かなんかありそうですから、私はいずれました大臣が来たときにしましう。

次に、私は銀行局長にお伺いいたしますが、いま申したように、私の大体言わんとする気持ちもわかってくだらさったと思うのですが、私はこう思うが、どうですか。国際収支の均衡をはかるには、対策といしまして、まず

輸出増進を積極的に行なうこと。そのためには、先ほど通商局長のほうからもちがえましたが、いろいろ振興策があるが、同時に私は貿易業者も反省しなげなところがあると思うのです。後進地域に行つて競争をやつて、そうして日本の産業者がでたらめだというような不信を起しておるのでございますか。

は、これは國際収支の点から見て、極力押えるようにしていかなきゃならぬと思う。そういう点は、業界等に押されないで、十分考えてもらいたい。そ

た業界あるいは、銀行自体も自働すべきです。

ては先ほどお聞きしますと、非常  
よくなったといえますけれども、ま  
まだ私は是正する必要があると思  
それから、次には、金融の引き締  
を強化する必要があると思います。  
般日銀では、金融引き締めをやろ  
して歩合の問題をやったところが、  
それは押えられてしまった、この点

どういう点でそういうようになったのか、よくわれわれはわかりませんが、けれども、われわれから言うならば、依然として公定歩合引き上げを含む金融の引き締めというものは強化していかねばならぬと思います。金融の方

に對しては特にこの点を強行する必要  
があると思う。それがために金融引  
締めを強化しろというわけで、一般  
中小企業にまでやれと、こういうの  
じゃないですよ。

必要がある、それには、先ほど申しましたとおりの事情でよくおわかりだと思ます。

これらは国際収支の均衡をはかるで、特に經常収支改善上で重要な間だと思ひますけれども、銀行局長はういいうお考えになっておりますか。

○政府委員(高橋俊英君) 最初に、

答えられておりましたが、輸出秩序確立といえますか、輸出秩序が保たてられないことが、しばしば相手国いろいろな評判を悪くしまして、かえ

悪くて、ときどきシャットアウトをうようなことになる、そういうことは、私ども直接の係ではございませんが、非常によく耳にするところでございます。いま野溝委員がおっしゃいましたとおり、その秩序をいかにしこれを保つかということは、非常に事なことではないかと思えます。これは輸出そのものに対する一つの現象な問題で、ございますけれども、日本

商社活動は、大小を問わず非常に熱  
でございませけれども、熱心な  
けっこうでございませが、非常に行  
過ぎて、他人の契約したものを、常  
それを下回るような値段で契約を  
る、さらに第三の商社が行って、そ

を下回るような値段で取る、一体日の商品価格はどれがほんとうかということになって、しかも最低値段で売なければならぬということで、輸出面で非常に損をしておるのです。相国に対する信頼を得ることは非常に切なことです。

もちろん、輸出の対策としてはそ

だけではございません。いろいろな  
 策があると思います。特に私は、い  
 輸入の増大と関連いたしまして、輸  
 が非常に増大するような状態が輸出  
 対して悪影響を与えている。輸入の  
 大で国内の需要が全体として大き過  
 るというところにあると思います。

もたらされたかという点につきま  
て、しばしば犯人がいまいというこ

をいいますが、実際には総需要が高過  
ぎるということでございます。前回三  
十六年の当時でございますと、民間の  
設備投資が当時において適当と考えら

れる水準を非常に大きく突破した、非常に高い設備投資になりました、それが過熱の主軸になると。今回の場合を見ますと、民間の設備投資は当時の水準を若干下回る水準でございまして、設備投資が高過ぎるかどうかはともかくといたしまして、非常に行き過ぎがあるというふうには見られません。

それから、在庫の問題にいたしましたも、輸入は非常にふえておるのでございしますが、統計で見える限り、輸入の

原材料の水準は高いということになっております。あれだけ輸入がふえておるのでございますが、統計上は、少なくとも数字は、非常に在庫率は低いということになります。むしろ、こうした統計にはいろいろの時間的なズレ

レ等もございますので、統計面で在庫が多過ぎないから、今後も絶対的に輸入はふえざるを得ないというふうに見る必要はないと思う。やはりいろいろな関係で、統計にあらわれないような蓄積があるという感じもいたします。しかし、大体においては、消費に見合つて、国内原材料の消費、あるいは

原材料ではなくて、普通の消費に見合った輸入が逐次増大して、急激な増大ではないが、非常に着実なペースで増大をし、それが輸出の水準を上回っておるということ、したがって貿易外収支を合わせますと、かなりの経常収支の赤字が見通されるのでございます。

体として改善されなければならないので、貿易外だけを取り上げて云々する



という考え方にあまり賛成できないのでございすが、いずれにいたしましても、年に数億ドルあるいはそれ以上の赤字の傾向が続くという事は、將來を考へますときには、非常に日本にとってたいへんな負担になる。たとえ一時的に短期、長期の外資によつてこれを補うといひましたが、いつまでもそういうことを自動車操業みたいなやつておるわけにいきませんので、逐次そういう借金部分を減らして、經常収支のそれ自体の均衡をはかるという方向に向かうべきである。なるべくそれも早いペースのほうがよろしいというふうに思ひます。

それにはやはり全体としての需要が大き過ぎるといふところを見ますと、金融だけで解決できると思ひませんが、しかし、金融の引き締めをもう少し強めていくくらい心がまえでないか改善の方向に向かわないのじゃないかという感じがいたします。何しろ生産の水準も、前年同期に比べて一月末は二一%以上も上回つておるといふことで、非常な高いペースで増大しております。この調子が続くとはい思ひませんが、やはり生産水準が高過ぎるといふこと、これを落とすようにしなければならぬ。それには引き締めの強化もやむを得ないといふふうに考へます。

なお、最後に、中共その他ソ連國との貿易の点につきましては、いろいろ政治的な高度の判断が必要とされるわけでございますけれども、民間ペースといひますか、そういう政治的な問題を一応できるならば切り離して、相互の貿易額を着実に増大するという努力を今後も払つていくほうがよろしいの

じやないかと考へております。

○野溝勝君 銀行局長、なかなかまじめな答弁でございしました。大臣は政治的であるし、諸君らはやはり真実でなくちやいかぬ。それはもちろん、大臣は上長だから、その命令に服さなければならぬこととはしかたがない。少なくともやはり現実といふものを見誤らないようにするのには諸君にあると思ふ。だから、諸君らは正しい意見を大臣に進言して、日本の向かうべき方向を誤らないようにやつてもらいたい。これは強く私は中堅諸君をお願いしておく。

特に私が中共貿易とかあるいは東南アジアの貿易とかいふことを強く言うのは、こんなことはしつうでもわか

ることで、先進國だの西歐諸國などはいままでにちゃんと経験を経ておるわけだ。市場獲得に対する競争前には力によつて市場を獲得しようとしたのです。今後新しい手で市場を獲得するにはどうするかといふならば、親切に正直に勉強してやるといふ以外にないと思ふのです。そうすれば國際収支の穴もだんだんと片づく。全部一括して片づくといふわけにはいかぬけれども、漸減するわけです。こんなことはわかつてゐることです。わかつてゐることができないわけでは、そこで、最近では前向き前向きといふようなことをいわれてゐるが、その前向きを一そう前進させるためには、あなた方の意見なり資料といふものが内閣を動かすことになると思ふのです。ですから、そういう意味で諸君に強く希望しておきます。

もう諸君らは御承知だと思ひますけれども、どうですか、英國では共產國に対して無差別貿易の推進を決定してゐる。英國、フランス、イタリア、オランダ等では、各種化学プラントの輸出契約ができております。西歐の對中共貿易は六一年、六二年が一億五千万ドル、六三年には一億九千万ドル、フランスが一番のしております。わが國では對共產國貿易は依然として全体の數%、こつちうわけですから、この事実を何と見るかといふことから、私は先ほ

かひとつさういふ点を、十分御理解願つておると思ふのでございすが、ひとつ拡大のために努力願ひたいと思ひます。

私、最後にこつちうことを考へていますが、これはあなたの方の意見を求めようとするのじやありません、私の考へです。まず、これは政治的な面もありませんから、御答弁は要りません。國交の正常化をはかる、承認をするといふこと、中共承認、國連加盟を促進させるといふこと、こつちういふことに努力を政治的にはやるべきものだと思ひます。しかし、これは政治的な問題でございしますから、まあ聞き願へればけつこうだと思ひます。どうしても日本で現在にやるべきことは、先ほど申した貿易の拡大に全力をあげる。そのためには、輸出入銀行に対する政府からの財政資金を大幅にふやす。しかし、みんな全部まかせることは、膨大な資金、組織を要するから、なかなかできない。ですから、それには都市銀行等に対しては輸銀の業務の一部をこれにまかせ、その利子補給金をめんど

う見るといふようなことをやつていけば、先ほど申しましたブランド輸出、

その延べ払いの問題も大幅に伸びていくし、貿易も拡大すると思ふのです。はなはだ、私の私見でございすが、参考までに申し述べておきます。あなた方はどうかひとつ、上長の言ふことはもちろん聞かなければならぬのでございすが、ドゴールの中共承認以來大きく変わつて動き、さらにアメリカでも場合によつてはやろうといふような動きを出してあります。本日の外電を見るといふと、周恩来も、アメリカが軍隊を引き揚げるならば、中共とアメリカと交渉する用意があるとき

え言つてゐるじやないですか。これは私はおそろしい急激な動きだと思ひます。今後日本がまごまごしてれば、アメリカに先を越され、背負ひ投げを食うのです。私は中共との貿易が往年のごとくすぐ増大できるとは思ひません。先ほど申しましたとおり、何としても近いところは貿易したいといふ気持ちになつてゐるのですから、どうかさういふ点をひとつ十分御理解願ひまして、皆さんの御努力を願ひたい。これをもつて私は終わります。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑もないようですから、本日のところは本案に対する質疑はこれで終了いたします。

本日はこれにて散會いたします。  
午後二時三十九分散會

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、保險業法の一部を改正する法律案

保險業法の一部を改正する法律案  
保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六條ノ二を削る。  
第六十七條第一項中「第二百八十四條」の下に、「第二百八十五條乃至第二百八十五條ノ七」を、「第二百八十六條ノ三」の下に、「第二百八十七條ノ二」を加へ、同條第三項を削る。

第八十四條を次のように改める。  
第八十四條 保險会社ハ其ノ所有スル取引所ノ相場アル株式ノ時価ガ其ノ取得価額ヲ超ユル場合ニ於テハ商法第二百八十五條ノ六(第六十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該株式ニ付取得価額ヲ超エ時価ヲ超エザル価額ヲ附スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ評價換ニ因リ計上シタル利益ハ之ヲ命令ヲ以テ定ムル保險契約者ノ為ノ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス  
第八十六條及び第八十七條中「利益」の下に「(第八十四條第二項ノ規定ニ依リ同項ノ準備金トシテ積立ツベキ利益ヲ除ク)」を加ふる。  
第二百五十二條第十七号中「第六十五條」の下に、「第八十四條第二項」を加ふる。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の保險業法の規定は、保險会社の昭和三十九年四月一日以後に開始する事業年度について適

用する。

3 改正後の保険業法第六十七條第一項において準用する商法第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ三及び第二百八十五條ノ五から第二百八十五條ノ七までの規定の適用については、昭和三十九年三月三十一日において現に存する相互会社が同日以前に取得し、又は製作した資産は、同日において附することのできる最高額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもつて、同年四月一日に取得し、又は製作したものとみなす。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めるの件  
横浜税関小名浜出張所を税関支署とするとともに、東京国税局に向島税務署、江東東税務署及び川崎北税務署を、名古屋国税局に名古屋中村税務署及び名古屋北税務署を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

一、新設する税関の支署

| 所轄税関 | 税関支署名 | 位置  | 管轄区域    |
|------|-------|-----|---------|
| 横浜   | 小名浜   | 磐城市 | 福島県 茨城県 |

二、新設する税務署

| 所轄国税局 | 都道府県名 | 税務署名  | 位置  | 管轄区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|-------|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京    | 東京    | 向島    | 墨田区 | 墨田区のうち吾嬬町東一丁目から吾嬬町東八丁目まで、吾嬬町西一丁目から吾嬬町西九丁目まで、寺島町一丁目から寺島町八丁目まで、隅田町一丁目から隅田町四丁目まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 東京    | 東京    | 江東東   | 江東区 | 江東区のうち大島町一丁目から大島町八丁目まで、亀戸町一丁目から亀戸町九丁目まで、北砂町一丁目から北砂町十丁目まで、南砂町一丁目から南砂町九丁目まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 東京    | 神奈川   | 川崎北   | 川崎市 | 川崎市のうち新丸子町、新丸子東一丁目から新丸子東三丁目まで、丸子通一丁目、丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町一丁目から小杉町三丁目まで、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一丁目、小杉陣屋町二丁目、宮内、等々力、新城、上小田中、下小田中、木月、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、荏宿、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼田、鹿島田、北加瀬、南加瀬、小倉、矢上、上丸子、小杉、溝口、二子、久地、諏訪、北見方、下野毛、宇奈根、瀬田、不作延、板戸、久本、菅生、平、長尾、五所塚一丁目、五所塚二丁目、上作延、向ヶ丘、馬絹、土橋、有馬、野川、宮崎、梶ヶ谷、子母口、久末、末長、新作、千年、千年新町、蟹ヶ谷、明津、菅、中野島、上布田、下布田、和泉、登戸、登戸新町、宿河原、堀、生田、高石、百合丘一丁目から百合丘三丁目まで、細山、金程、上麻生、片平、五力田、古沢、万福寺、栗木、黒川、下麻生、王禅寺、早野、岡上 |
| 名古屋   | 愛知    | 名古屋中村 | 中村区 | 中村区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 名古屋   | 愛知    | 名古屋北  | 北区  | 守山区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校特別会計法案  
一、関稅定率法等の一部を改正する法律案

国立学校特別会計法案  
国立学校特別会計法

（設置）  
第一条 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第

二条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）第三条第一項に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。）の充実に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）  
第二条 この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）  
第三条 この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつて歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第四條 文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四條に規定する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(借入金)

第七條 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第八條 この会計において、借入金の借入れについては、国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができ。

(一時借入金等)

第九條 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十條 第七條の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十一條 第七條第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九條第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(剰余金の積立て等)

第十二條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積み立て、なお、剰余があるときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。

3 この会計の積立金は、国立学校の施設の整備の財源に充てるため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

4 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十三條 文部大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余剰金の預託)

第十五條 この会計において、支払上現金に余剰があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越し)

第十六條 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(委任経理)

第十七條 国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合において、必要があるときは、文部大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の学長又は校長に交付し、その経理を委任することができる。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 昭和三十八年度における一般会計の歳出予算のうち、文部省所管の国立学校に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は同法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

3 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和三十九年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和三十八年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、前項の繰越額

に相当する金額は、この会計の昭和三十九年度の歳入に繰り入れるものとする。

4 この法律施行の際一般会計に所属する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

5 この法律施行の際における大学及び学校資金(公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律(昭和二十二年法律第四十二号)第十條第二項に規定する資金をいう)は、政令で定めるところにより、この会計の積立金に組み入れるものとする。

6 第四項の規定によりこの会計に帰属した国有財産で、この法律施行後において引き続き一般会計の使用に供されるものについては、昭和三十九年度に限り無償として整理するものとする。

7 一般会計所属の国有財産を国立学校の用に供するためこの会計に所管換若しくは所属替(以下次項において「所管換等」という)をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。

8 この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所属の国有財産を当該所管換等をした各省各庁に係る一般会計所属の行政財産とする必要があることは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

9 公債金特別会計法外四法律の廃

止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

10 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和三十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」の下に「国立学校特別会計」を加える。

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 国立学校特別会計の経理を行なうこと。

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出し中「主要食糧」を「主要食糧等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第三條第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上価格

格をこえて騰貴しているとき」と読み替へるものとする。

第十三條第一項に次の二号を加える。

三 デーツシロップの製造に使用するためのなつめやしの実(干したものに限る)

四 落花生油の製造に使用するための落花生

第十五條第一項第一号中「公共企業体をいう」の下に「以下同じ」を加え、同号中「政令で指定する私立のこれらの施設」を「国、公共企業体及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに改める。

第十七條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当

該貨物の品質を検査するため使用する機器

第二十條の次に次の一条を加える。

(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)

第二十條の二 別表において特定の用途に供するものであることを要件とする税率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供すること

を要件とする税率(当該税率が当該貨物に係るその用途に供することを要件としない税率より低い場合に限る。以下「軽減税率」という。)の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならぬ。

2 前項の軽減税率の適用を受けた貨物は、その輸入の許可の日から二年以内に、その軽減税率の適用

を受けた用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 第一項の軽減税率の適用を受けた貨物につき前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで当該貨物をその軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、当該貨物につき、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。

別表第二〇二〇一号中 一 牛肉

一 牛肉

改め、同表第二〇二〇二号の税率の欄中「一〇%」を「二〇%」に改め、同表第二〇二〇四号の税率の欄中「一キログラムにつき七円」を「無税」に改め、同表第一三〇二〇二号の税率の欄中「一〇%」を「二〇%」(その率が一キログラムにつき一九円の従量税率より低いときは、当該従量税率)に、「一五%」を「二五%」(その率が一キログラムにつき六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率)に改める。

同表第一五〇四号中 一 魚油

一 魚油

改める。

一〇%を

二五%に

一〇%を

一〇%の率が一キログラムにつき六円に低いときは、当該従量税率)に

同表第二二〇九号中

一 アルコール及び蒸留酒  
(一) ウイスキー

(二) ブランデー(コニャックを含む。)

一 アルコール及び蒸留酒

(一) ウイスキー

(二) アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットル未満の容器に入れたものを除く。)

その他のもの

(三) ブランデー(コニャックを含む。)

(四) アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットル未満の容器に入れたものを除く。)

一リットルにつき五五円

一リットルにつき六六円

に

を

ロ その他のもの

一リットルにつき七  
八〇円  
一リットル  
につき六  
五〇円

改める。

同表第二五一三号を次のように改める。

二五二三 パミーストーン、エメリー、コランダムその他の研磨用天然

鉱物材料

一 エメリー及びコランダム

二 ガーネット

三 その他のもの

同表第二八〇五号中

四 金属リチウム

五 その他のもの

改める。

同表第二八一九号を次のように改める。

二八一九 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛

一 酸化亜鉛

二 過酸化亜鉛

同表第二八二七号を次のように改める。

二八二七 酸化鉛

一 酸化鉛及び四三酸化鉛

二 その他のもの

同表第二八九号中

二 ふつ化リチウム

二 フルオロタンタル酸カリウム

改める。

同表第二八四二号中

一 ソーダ灰

(一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素の含有量が乾燥状態に

おいて全重量の〇・二%以上のもの

(二) その他のもの

一 キログラムにつき四  
円五〇銭  
一 キログラム  
につき三  
円五〇銭

改め、同号の税率の欄中「一〇%」を「一八%」に改め、同表第二八五七号の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

同表第二九〇二号中

四 トリクロロモノフルオルメタン  
五 その他のもの

改める。

同表第二九〇四号中

四 二―エチルヘキシルアルコール

二―エチルヘキシルアルコール

改め、同表第二九一〇号の品名の欄中「及びヘコゲニン」を削り、同表第二九一三号の品名の欄中「及びエストロンメチルエーテル」を「エストロンメチルエーテル及びヘコゲニン」に改め、同表第二九一六号の税率の欄中「五%」を「一五%」に改める。

同表第三二〇三号中

一 合成なめし剤

改め、同表第三三〇七号の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

同表第三七〇二号中

二 映画用フィルム

(一) 天然色用のもの

(二) 映画用フィルム

(三) 天然色用のもの

(四) 天然色用のもの

(五) 天然色用のもの

(六) 天然色用のもの

(七) 天然色用のもの

(八) 天然色用のもの

(九) 天然色用のもの

(一〇) 天然色用のもの

(一一) 天然色用のもの

(一二) 天然色用のもの

(一三) 天然色用のもの

(一四) 天然色用のもの

(一五) 天然色用のもの

(一六) 天然色用のもの

(一七) 天然色用のもの

(一八) 天然色用のもの

(一九) 天然色用のもの

(二〇) 天然色用のもの

(二一) 天然色用のもの

(二二) 天然色用のもの

(二三) 天然色用のもの

(二四) 天然色用のもの

一 キログラムにつき五  
七円  
二〇%

改める。

同表第五三二一号中「一 毛織物(くずを除く。)

- (一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの

二〇%

を

改める。

同表第五四〇一号及び第五四〇二号を次のように改める。

- 五四〇一 亜麻及び亜麻繊維のくず(トウ、反毛したもの及び糸くずを含む。)

- 一 亜麻(精練したものに限る。)

- 二 その他のもの

- 五四〇二 ラミー及びラミー繊維のくず(ノイル、反毛したもの及び糸くずを含む。)

- 一 ラミー(精練したものに限る。)

- 二 その他のもの

同表第六二〇三号の税率の欄中「一キログラムにつき二円」を「二五%」(その率が「一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率」に、「一キログラムにつき三五円」を「二五%」(その率が「一キログラムにつき三八円の従量税率より低いときは、当該従量税率」)に改める。

二塊

同表第七四〇一号中

- (一) 銅(合金を除く。)のもの  
(二) 黄銅又は青銅のもの  
(三) その他のもの

一〇%  
一〇%  
一〇%

を

二塊

- (一) 銅(合金を除く。)のもの

- イ 銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの

- (イ) 電解精製用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限り。)

- (ロ) その他のもの

- (二) 黄銅又は青銅のもの

一〇%  
一〇%  
一〇%  
一キログラムにつき二  
七円

に

(三) その他のもの

改め、同表第七四〇二号の税率の欄中「二五%」を「二〇%」に改め、同表第七四〇三号及び第七四〇四号の税率の欄中「二〇%」を「二五%」に改める。

同表第七四〇五号を次のように改める。

- 七四〇五 銅のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみ厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)

- 一 ベリリウム銅合金のもの

同表第七四〇七号の税率の欄中「三〇%」を「二五%」に改める。

同表第七四一三号中

- (一) その他のもの  
(二) スネークチェーン  
(三) その他のもの

改める。

- 二 はく、粉及びフレーク

同表第七五〇三号中

- (一) ニッケル(合金を除く。)のもの  
イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの  
ロ その他のもの

無税  
一キログラムにつき二  
〇円

を

- (二) はく、粉及びフレーク  
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの

一キログラムにつき二  
〇円

に

改め、同表第七五〇五号を次のように改める。

- 七五〇五 電気めつき用のニッケル陽極

一キログラムにつき二  
〇円

に

同表第七八〇一号中

- 一 塊  
(一) 鉛(合金を除く。)のもの  
(二) 鉛合金のもの

一〇%  
一〇%

を



一塊

(一) 鉛(合金を除く)のもの

イ 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九・八%以下のものに限り)

ロ その他のもの

(二) 鉛合金のもの

イ アンチモンを含有するもの

ロ その他のもの

改め、同表第七九〇一号を次のように改める。

七九〇一 亜鉛の塊及びびくす

一塊

(一) 亜鉛(合金を除く)のもの

イ 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの

ロ 亜鉛の含有量が全重量の九五%以上で九七%以下のもの  
ハ その他のもの

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは第十六条第二項(外交官用貨物等)について」の「関税の徴収」を、「第十六条第二項(外交官用貨物等)についての関税の徴収若しくは第二十条の二第三項(軽減税率適用貨物)につ

いての関税の徴収」に改める。

第十二条第三項中「千円未満である場合」を「二千円未満である場合」に改め、同条第四項中「三百円」を「五百円」に、「これを徴収しない」を「これを徴収せず、当該延滞税の額に十円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(端数計算)

第十三条の二 国税通則法第九十条

第一項(国税の課税標準の端数計算)の規定は関税の課税標準の端数計算について、同法第九十一条第一項及び第三項(国税の確定金額の端数計算)の規定は関税の額の端数計算について、同法第九十二条第一項及び第二項(還付金等の端数計算)の規定は関税に係る

一〇%  
一キログラムにつき一  
三円  
二〇% (その率が一キログラムにつき一三円より低いときは、当該従量税率)  
一〇% (その率が一キログラムにつき一三円より低いときは、当該従量税率)  
五%  
無税

に

(一) 亜鉛合金のもの

イ アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの

ロ その他のもの

二くす

一 ボイラー

同表第八四〇一号中

(一) 蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもの  
(二) その他のもの

改める。

一 ボイラー

同表第八四〇五号中

(一) 蒸気タービン

イ 出力(クロスコンパウンド型のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの  
ロ その他のもの

改める。

(一) 蒸気タービン

同表第八五〇一号中

一 発電機

(一) 出力(クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあっては、合計出力)が三六万キロワットに満たないもの  
(二) その他のもの

改める。

一 発電機

払いもどし又は還付の額の端数計算について準用する。

第二百十二条の二(同法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む)の下に「又は第二百十二条の二第二項(用途外使用等)」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次の

のように改正する。

第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二、第七条の三、第七条の四第一項及び第七条の五第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、第七条の六第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「昭和三十八年四月一日」を「昭和三十九年四月一日」に、

「昭和三十八年度」を「昭和三十九年度」に改め、同条第三項、第五項及び第六項中「昭和三十八年度」を「昭和三十九年度」に改め、第七条の七中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条を第七条の九とし、第七条の六の次に次の二条を加える。

(國產原油の購入に係る関税の特  
別還付)

第七條の七 石油精製業を営む者のうち政令で定めるもの（以下特別精製業者という。）が、昭和三十一年度において税関長の承認を受けた事業場で関税納付済みの原油（当該特別精製業者が関税を納付したものに限る。）を原料として関税率法別表第二一〇号に掲げ

る揮発油（アンチノック剤を加えたものに限る。）を製造するとともに、同年度においてその事業の用に供するため国産原油の生産者のうち政令で定めるものからその生産に係る国産原油を購入し、これにより輸入原油を購入する場合に比し負担増加を被つたときは、政令で定めるところにより、当該特別精製業者が製造した当該揮発油につき政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該負担増加の額の限度において、その者に還付する。

2 前項に規定する負担増加の額の算出のため必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定による還付を受けようとする者は、同項の事業場で製造した当該揮発油について、月別の製造数量その他政令で定める

事項を記載した届出書を、その製造した月の翌月十五日までに、同項の事業場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

（農薬用物品等製造用砂糖の減税）  
第七條の八 関稅定率法別表第一七

○一号の二の(一)に掲げる砂糖(以下「粗糖」という。)で、昭和四十二年三月三十一日までに輸入され、

その輸入の許可の日から一年以内  
において税関長の指定する期間内  
に、税関長の承認を受けた製造工  
場で次の各号の一に掲げる物品の  
製造に使用され、かつ、当該物品  
の製造が終了するものについて  
は、政令で定めるところにより、  
その関税を一キログラムにつき二  
十円に軽減する。

一 農薬用のプラストサイジン・  
エス

二 有機界面活性剤のうちしよ糖  
脂肪酸エステル

2 関税定率法第十三条第三項から第五項まで及び第八項製造用原料品の減免税の手続等)の規定は、前項の規定により関税を軽減する場合について準用する。

3 次の各号の一に該当する場合に  
おいては、当該各号に掲げる粗糖  
の数量について第一項の規定によ  
り軽減した関税を、直ちに徴収す  
る。この場合においては、第七條  
第三項ただし書の規定を準用す  
る。

一 第一項に規定する期間内に同項に規定する製造を終えなかつたとき(第十条第一項又は第十二条の二第二項の規定により關

税を徴収するときを除くものと  
し、前項において準用する関税  
定率法第十三条第五項の規定に  
よる届出をしなかつたときを含  
む。当該製造を終えず、又は

届出をしなかつた粗糖

二 第一項の規定により税関長の

承認を受けた製造工場以外の場所  
 所で同項に規定する製造を行な  
 い、又は前項において準用する

4  
前項の規定による関税の徴収に  
関税定率法第十三条第四項の規  
定に違反して当該製造を行なつ  
たとき、当該製造に供した粗糖

ついては、関税法第十条（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定の適用がある場合を除き、国税徴収の例による。

2 別表に掲げる物品のうち、同表

において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定められるのについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第九条中「若しくは第七条の三の規定により関税の免除を受け」の下に「若しくは第七条の八第一項の規定により関税の軽減を受け」を加え、「若しくは関税定率法別表の税率」を削り、「第七条第一項の規定に

より関税の免除を受けた物品については、同項」を「第七条第一項の規定により関税の免除を受け、又は第七条の八第一項の規定により関税の軽

減を受けた物品については、これらの項に、「その免除を受け」を「その免除若しくは軽減を受け」に改める。

第十條第一項第三号を削り、同項第二号中「關稅定率法別表の」を「特定の用途に供することを要件としなさい」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条の八第一項の規定によ  
り関税の軽減を受けた物品につ  
いては、その軽減を受けた額第  
十条の次に次の一条を加える。

(給食用脱脂粉乳の転用)  
第十条の二 第三条の規定により関

税の免除を受けた脱脂粉乳が、同条に規定する用途に適しなくなつたことその他やむを得ない理由により、関税定率法第十三条第一項

第一号(製造用原料品の減税又は免税に掲げる用途に供するため譲渡される場合)脱脂粉乳が同号の原料品として定められている場

合に限る。において、当該譲渡をしようとする者が第九条ただし書の承認を受け、かつ、その者から脱脂粉乳を譲り受けようとする者

が政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により徴収すべき関税を徴収

しない。

2 前項に規定する税関長の承認を受けて同項の脱脂粉乳の譲受が行なわれた場合においては、当該譲受に係る脱脂粉乳を関税定率法第十三条第一項第一号の配合飼料の製造に使用するため同項の規定に

より関税の免除を受けて輸入された脱脂粉乳と、当該譲受をした者を同項の規定により関税の免除を受けて当該脱脂粉乳を輸入した者とみなして、関税定率法及び関税法を適用する。

第十一條第一項中「関税の還付をする場合」の下に、「第七条の八第一項の規定により関税を軽減した場合」を加え、「若しくは関税定率法別

表の税率」を削り、同条第二項中「第七條の六に規定する關稅特別還付金の還付」を「第七條の六又は第七條の七に規定する還付」に改め、「特別事

業者」の下に「又は特別精製業者」を加える。

第十二条第一項中「又は第七條の六第一項若しくは第五項」を、「第七條の六第一項若しくは第五項又は第七條の七第一項」に改める。

別表中第○四○二号、第○四○三号、第○四○四号及び第○七○五号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」

に改め、同表第〇八—一号の税率の欄中「七〇%」を「五〇%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三一

同表第〇九〇一號、第一〇〇一號、第一〇〇三號及び第一〇〇六號の適用期限の欄中「昭和三十九年三月」に改める。

三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第一二〇一號の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」までにおいて政令で定める日」に改め、同表第一一三〇二號、第一一三〇三號及び第一一五〇四號を削る。

同表第一五〇七号中

| 一 大豆油 | 二 落花生油 | 三 菜種油及びからし種油 | に                                            |                                              |
|-------|--------|--------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
|       |        |              | を                                            | を                                            |
| 二〇%   | 二〇%    | 一五%          | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |
| 二〇%   | 二〇%    | 二〇%          | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |
| 一五%   | 二〇%    | 二〇%          | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |
| 二〇%   | 二〇%    | 二〇%          | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |

改め、同表第一五一六号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五二〇号を次のように改める。

二五二三

パミスストーン、エメリー、コランダムその他の研

摩用天然鉱物材料

二 ガーネット

(1) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの

(2) その他のもの

無税  
昭和三十九年三月三十一日  
昭和三十九年三月三十一日  
昭和三十九年三月三十一日

同表第二五一九号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二五二〇号の次に次のように加える。

二五二四

石綿（へすを含む）のうち課税価格が一キログラムにつき三三〇円以下のもの

五%

四 マンガン鉱

(1) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

イ 当該年度における国内需要

同表第二六〇一号中

| 一 石油(第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む) | 二 石油(第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む) | 三 揮発油 | に                                            |                                              |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
|                                                                 |                                                                 |       | を                                            | を                                            |
| 無税                                                              | 無税                                                              | 無税    | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |
| 一二・五%                                                           | 一二・五%                                                           | 一二・五% | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |
| 一二・五%                                                           | 一二・五%                                                           | 一二・五% | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |
| 一二・五%                                                           | 一二・五%                                                           | 一二・五% | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 | 昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日<br>昭和三十九年三月三十一日 |

四 マンガン鉱

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

イ マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

ロ その他のもの

改める。

同表第二七一〇号中

一 石油(第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む)

二 石油(第三八四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む)

揮発油

ロ その他のもののうち政令で定める石油化学製品製造用のもの

一キロリ  
ツトルに  
つき二五  
昭和四〇年  
三月三十一日

改め、同号及び同表第二七四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八〇五号及び第二八八号を次のように改める。

二八〇五

アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属  
(イットリウム及びスカンジウムを含む。)及び水銀

三 水銀

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

無税  
昭和四〇年  
三月三十一日  
二五%  
昭和四〇年  
三月三十一日

二八一八

マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物

二 その他のもののうちマグネシヤクリンカー

一〇%  
昭和四〇年  
三月三十一日

同表第二八一九号を削り、同表第二八二〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八二七号を削り、同表第二八二八号の税率の欄中「八〇円」を「七〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二八四二号及び第二八四九号を削り、同表第二八三五号の次に次のように加える。

二八五七

水素化物、窒化物、アジ化物、けい化合物及びほう化合物(他の号に掲げるものを除く。)

一 水素化リチウム

一〇%  
昭和四〇年  
三月三十一日

二九〇一

同表第二八五八号を削り、同表第二九〇一号を次のように改める。

炭化水素

三 芳香族炭化水素

(ウ) その他のもののうちジイソプロピルベンゼン

無税  
昭和四〇年  
三月三十一日

二九一一

同表第二九〇八号を削り、同表第二九〇一号の次に次のように加える。

アルデヒド及びアルコールアルデヒド、エーテルアルデヒド、フェノールアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド

三 その他のもののうちアクロレイン

無税  
昭和四〇年  
三月三十一日

二九一三

ケトン及びキノン(アルコールケトン、フェノール

ケトン、アルデヒドケトン、アルコールキノン、フェノールキノン、アルデヒドキノンその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノンを含む。)並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

一 ケトン官能化合物

(ウ) その他のもののうちしょう脂

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

八%  
昭和四〇年  
三月三十一日  
三〇%  
昭和四〇年  
三月三十一日

同表第二九一六号を次のように改める。

二九一六

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化合物及びニトロソ化合物

一 アルコール酸及びその誘導体

(ウ) その他のもののうちニトロ酸

無税  
昭和四〇年  
三月三十一日

同表第二九一六号の次に次のように加える。

二九二五

アミド官能化合物

五 その他のもののうち一・三ジメチル二・六・ジオキソ一四・アミノ一五・ホルミルアミノピリミジン

無税  
昭和四〇年  
三月三十一日

同表第二九二七号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第二九三一号を次のように改める。

二九三二

有機硫黄化合物

四 その他のもののうち次に掲げるもの

(1) 第三ドデシルメルカプタン(合成ゴムを製造する際に使用するのに限る。)

(2) メチルメルカプタン

無税  
昭和三十九年  
九月三十日  
無税  
昭和四〇年  
三月三十一日

同表第二九三五号を削り、同表第二九三一号の次に次のように加える。

二九三七

ラクトン、ラクタム、スルトン及びスルタム

三 その他のもののうちイブシロンーカプロラクタム

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

同表第二九四二号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三一〇三

りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)のうち重過りん酸石灰(五酸化りんとして計算したりん酸の含有量が水分を除いた全重量の三〇%以上のものに限り)で昭和四〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日から昭和四一年三月三十一日まで輸入されるもの

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国内市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

無税

一五%

同表第三二〇三号を削り、同表第三二〇五号を次のように改める。

三二〇五

有機の合成染料(顔料色素を含む)、合成ルミノホア及びけい光白色染料並びに天然あい

六 建築め染料

(一) その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料として政令で定めるもの

一〇%

昭和四〇年  
三月三十一日

一一 反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの

一〇%

昭和四〇年  
三月三十一日

同表第三八四四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第三九〇二号を削り、同表第三八四四号の次に次のように加える。

四四〇三

丸太(単に荒削りした丸太を含む。)

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

四四〇四

割材、そま角、弁甲材その他これらに類する素材(単に切り、ひき、又は割つたものに限る。)

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

同表第四四〇五号を次のように改める。

四四〇五

板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材(厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。)

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

三 松風、もみ風(カリホルニヤレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバシファイクシールバーファーを除く。)、とうひ風(シトカスプルースを除く。)、又はからまつ風のもの(厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限り。ののうち欧州とうひのもの)

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

同表第四四一三号を次のように改める。

四四一三

かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材(寄せ木用のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。)

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

同表第四四二一三号の次に次のように加える。

四四二一

機械すきの紙及び板紙(セルロースウオッディングを含む。)

二 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限り。)

(一) 新聞用紙(碎木パルプを含むものうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこえるロール状のものに限る。)

無税

昭和四〇年  
三月三十一日

同表第四四八九号を次のように改める。

四四八九

建築用ボード(纖維素パルプその他の植物纖維から製造したものに限るものとし、樹脂、人造プラスチックその他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。)

二五%

昭和四〇年  
三月三十一日

同表五三〇六号から第五三〇八号まで及び第五三一一号を削り、同表第五八〇九号を次のように改める。

五八〇九

チャールその他これに類する網地(模様編みの組織を有するものに限る。並びにレース及びレース地のうちレース及びレース地)

三五%

昭和四〇年  
三月三十一日

同表第五八一〇号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第六〇〇一号及び第六二〇三号を次のように改める。

一

|                                                                              |                                      |                                            |                         |                                                                       |                           |                                                                                                  |           |                                        |                                   |                                           |                      |                     |                     |                     |                     |                     |                    |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| <p>二 はく、粉及びフレック</p> <p>(一) ニッケル(合金を除く)のもののうち真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの</p> | <p>改め、同表第七五〇四号及び第七五〇五号を次のように改める。</p> | <p>七五〇四 ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手</p> | <p>一 ニッケル(合金を除く)のもの</p> | <p>二 ニッケル合金のもの(ニッケル銅合金の管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。)</p> | <p>七五〇五 電気めつき用のニッケル陽極</p> | <p>同表第七六〇一号の税率の欄中「一五%」を「一三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第七八〇一号の一を次のように改める。</p> | <p>一塊</p> | <p>(一) 鉛(合金を除く)のもの</p> <p>ロ その他のもの</p> | <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの</p> | <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、一〇四円以下のもの</p> | <p>一キログラムにつき三〇〇円</p> | <p>一キログラムにつき二五%</p> | <p>一キログラムにつき三〇%</p> | <p>一キログラムにつき三〇%</p> | <p>一キログラムにつき三〇%</p> | <p>一キログラムにつき三〇%</p> | <p>昭和四〇年三月三十一日</p> |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|



(3) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの

無税 昭和四〇年三月三十一日

同表第七九〇一号を次のように改める。  
七九〇一 亜鉛の塊及びくず

一塊

(一) 亜鉛(合金を除く)のもの

イ 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの

昭和四〇年三月三十一日

(2) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一一二円以下のもの

昭和四〇年三月三十一日

(3) 課税価格が一キログラムにつき一一二円をこえるもの

昭和四〇年三月三十一日

同表第八〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。  
八一〇三 タンタル及びその製品

三 その他のもの(はくを除く。)

二〇% 昭和四〇年三月三十一日

同表第八一〇四号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四〇年三月三十一日」に改め、同表第八四〇一号、第八四〇五号及び第八四一〇号を削り、同表第八一〇四号の次に次のように加える。

八四四五

金属加工機械(金属炭化物物の加工機械を含むものとし、前号、第八四四九号又は第八四五〇号に掲げるものを除く。)

一 工作機械

(一) ボール盤及び中ぐり盤

イ 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇〇

ミリメートルに満たないものに限る。)のうちテーブルの位置決めを正逆転減速運動により行なうもの

一五% 昭和四〇年三月三十一日

ロ 治具中ぐり盤(立型のものに限る。)のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの

一五% 昭和四〇年三月三十一日

(四) 研削盤

イ 内面研削盤(研削することができ、内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。)のうち被加工物の孔の内面のほかその孔軸に直角な端面又は底面を自動的に研削することができ、そのもの

一五% 昭和四〇年三月三十一日

ロ 平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができ、長さが一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一五、二〇、二五、三〇、三五、四〇、四五、五〇、五五、六〇、六五、七〇、七五、八〇、八五、九〇、九五、一〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。)のうち砥石軸を二以上有する立型ロータリーテーブル式のもの

一五% 昭和四〇年三月三十一日

(五) その他のもの

イ プローチ盤(引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。)のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができ、その又は二個のプローチにより往復加工をすることができ、そのもの

一五% 昭和四〇年三月三十一日

同表第八四五二号を次のように改める。  
八四五二

計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機を有する機械(電子計算機を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

一 電子計算機

(一) 計数型電子計算機(計算機本体、これと電氣的に接続して動作する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。)

(1) 計算機本体(カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することが出来るものうち、記憶容量が一六六、〇〇〇字以上の磁気コア式内部記憶装置を有するものに限り)及びこれとともに輸入するラインプリンター(印刷速度が毎分一、〇〇〇行をこえるものに限り)、記憶機(磁気テープ式で記録速度が毎秒一〇〇、〇〇〇字をこえるもの又は磁気円板式のものに限り)並び

附則

- 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 改正前の関税暫定措置法第八条第二項に規定する特定の用途に供するものであることを要件として当該物品に係る関税率法別表の税率の適用を受けた物品については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の関税法第十二条第三項及び第四項並びに第十三条の二の規定並びに改正後のとん税法第十条の規定並びに改正後の特別とん税法第九条の規定は、この法律の施行の日以後に計算する関税、とん税及び特別とん税の税額及び課税標準並びにこれらの税に係る延滞税、払いもどし金、還付金(過誤納に係る還付金を含む。)及び還付加算金について適用し、この法律の施行前に計算したものについては、改正前の法律の規定により

- 計算したところによる。
- 5 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第十条に次の一項を加える。  
2 国税通則法第九十一条第一項及び第三項(国税の確定金額の端数計算)の規定はとん税の額の端数計算について、同法第九十二条第一項及び第二項(還付金等の端数計算)の規定はとん税に係る過誤納金の額の端数計算について、同法第九十条第三項及び第九十一条第四項(附帯税等の端数計算)の規定は、とん税に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額及び延滞税の額の端数計算について準用する。
  - 6 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の規定」を「国税通則法の端数計算に関する規定」に改める。
  - 7 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年

法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「関税等(関税、とん税及び特別とん税をいう。以下同じ)の課税標準額」を「国の組織相互間の受払金等」に改める。  
第五条を削り、第四条の二を第五条とし、第六条を次のように改める。  
第六条 削除  
第七条第三号中「関税等以外の」を削る。

びにこれらに附属する制御機  
(2) その他のもの  
無税  
一五%  
昭和四〇年三月三十一日  
昭和四一年三月三十一日

同表第八四六一号、第八五〇一号及び第九〇一六号を削り、同表第九〇一六号の税率の欄中「六〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇七号の税率の欄中「五〇〇円」を「二五〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改め、同表第九一〇七号の税率の欄中「四〇〇円」を「二〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四一年三月三十一日」に改める。